総合保障保険[無配当]

契約概要注意喚起情報ご契約のしおり一約款

Rakuten 楽天生命

目 次

■契約概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	ご契約後に
■注意喚起情報	5	●保険料の払 ●保険料の払 ●ご契約の復
■ご契約のしおり	11	●保険金・給 ●保険料の払
目的別もくじ	12	●解約と払戻 ●ご契約の更
主な保険用語のご説明	14	●各種変更手 ●死亡保険金 ●生命保険と
ご契約にあたって(お願いとお知らせ)	16	■約款…
●申込画面への入力	16	
●クーリング・オフ制度	16	●総合保障保
●現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな		●指定代理請
保険契約への申込みを検討されている方へ	16	●保険料クレ
●告知と告知義務·······	16	●第1回保険
●申込内容等の確認	17	●保険証券不
●生命保険募集人	17	●別表
●保障の開始(責任開始期)	17	
●第1回保険料の払込みとご契約の無効	18	
●保険証券······	19	
●個人情報の取扱い	19	
 ■「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時		
照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険		
契約等に関する情報の共同利用	22	
●生命保険会社の業務または財産の状況が変化した		
場合	24	
●生命保険契約者保護機構	25	
●当社の会社形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26	
	20	
保障内容について	27	
●総合保障保険の保障内容	27	
保険金・給付金の請求・お支払いについて	33	
●保険金・給付金の請求手続き	33	
●保険金・給付金の請求に必要な書類	34	
●保険金・給付金の支払期限	35	
●保険金・給付金の代理請求(指定代理請求特約)	36	
●保険金・給付金をお支払いできない場合	37	
●保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払い		
できない場合の具体的事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39	
●保険金・給付金の請求に関して訴訟になった場合	41	
●無入院給付金の受取方法について	41	

ご契約後について	42
●保険料の払込方法	42
●保険料の払込猶予期間と失効	42
●ご契約の復活	42
●保険金・給付金をお支払いする際の保険料の清算…	42
●保険料の払込みが困難になったとき	43
●解約と払戻金	43
●ご契約の更新	43
●各種変更手続き	44
●死亡保険金受取人の変更	45
●生命保険と税金	45
■約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
●総合保障保険普通保険約款	48
●指定代理請求特約	62
●保険料クレジットカード支払特約	65
●第]回保険料口座振替特約	68
●保険証券不発行特約	70
●別表	72

● 総合保障保険(スーパー 2000)契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいた だきますようお願いします。

「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、「ご契約のしおり-約款」に記載していますのでご確認ください。

特徴

- ◇病気またはケガによる入院、ケガによる通院、ガン(悪性新生物)の治療を目的とする入院に対する保障に加え、死亡または高度障害時の保障もあります。
- ◇ 1 年ごとの更新で、65歳まで保障を継続できます。
- ◇保険料は一律2,000円/月で、年齢・性別により保障内容が異なります。
- ◇解約時の払戻金はありません。

保障内容等

◇1口あたりの保障内容・保険料は次のとおりです。(2024年4月現在)

	契約年齢・更新年齢	20 歳~ 39 歳	40 歳~ 49 歳	50 歳~ 54 歳	55 歳~ 59 歳	60 歳~ 64 歳				
	年齢層	第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層				
	①疾病入院給付金 (疾病入院給付金日額)		6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円			
	②災害入院給付金 (災害入院給付金日額)		6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円			
	③災害通院給付金 (災害通院給付金日額)	2,000円	2,000円	2,000円	_	-				
	④ガン治療給付金 (ガン治療給付金額)	20万円	15万円	12万円	8万円	7.5万円				
保障	⑤無入院給付金 (無入院給付金額)	男性	6,000円	3,500円	_	_	_			
内容		女性	5,000円	4,000円	3,000円	2,500円	2,500円			
	⑥死亡保険金 (死亡保険金額)		100万円	75万円	50万円	30万円	15万円			
	⑦高度障害保険金 (死亡保険金額)		בוניסטו	1971	בוניטפ	20 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	חתפו			
	8災害死亡保険金 (災害死亡保険金額)		200 FIII	150.EM	100 FIII	CO.T.III	20 王田			
	⑨災害高度障害保険金 (災害死亡保険金額)		200万円	150万円	100万円	60万円	30万円			
	月払保険料			2,000円(年齢・性別にかかわらず一律)						

[※]契約年齢は契約日における満年齢、更新年齢は更新日における満年齢をいいます。



保険契約は毎年更新され65歳まで保障を継続することができます。更新後の保障内容は、更新年齢の属する年齢層の保障内容になります。保障内容は年齢層ごとに異なります。年齢層が変わると保障額が減額されることや給付がなくなることがありますので、ご注意ください。

【支払事由等】 ※支払事由等の詳細は、「ご契約のしおり-約款」でご確認ください。

給付金・保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度	
①疾病入院給付金	病気等で入院(⇒約款別表2)したとき	疾病入院給付金日額 款別表2)したとき × 入院日数		
②災害入院給付金	X		1回の入院につき60 日、通算1,095日	
③災害通院給付金	ケカで人院し、退院日の翌日から120日以内の		1回の入院の退院後 の通院につき30日、 通算1,095日	
④ガン治療給付金	ガン(悪性新生物) (⇒約款別表18) で入院した とき	ガン治療給付金額	1年に1回	
⑤無入院給付金	院給付金 契約日または更新日から1年間、病気やケガで 無入院給付金 入院しなかったとき 無入院給付金額		1年に1回	
⑥死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金額	_	
⑦高度障害保険金	高度障害状態(→約款別表 10)に該当したとき	死亡保険金額	_	
⑧災害死亡保険金	次のいずれかに該当したとき ①不慮の事故により、事故の日から 180日以 内に死亡したとき ②感染症(⇒約款別表6)で死亡したとき	災害死亡保険金額	_	
⑨災害高度障害保険金	次のいずれかに該当したとき ①不慮の事故により、事故の日から180日以 内に高度障害状態に該当したとき ②感染症で高度障害状態に該当したとき	災害死亡保険金額	_	

給付金・保険金のお支払いができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

①疾病入院給付金 ②災害入院給付金	 ●入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(→約款別表2) ●同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、疾病入院給付金および災害入院給付金は重複してお支払いしません。 ●疾病入院給付金については、直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因にかかわらず1回の継続した入院とみなします。直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな入院として取扱います。災害入院給付金についても同様の取扱となります。 ●入院中に保険契約が更新され、属する年齢層が変わった場合には、更新日以後の入院については更新後の年齢層における入院給付金日額により入院給付金をお支払いします。(入院給付金日額が減額されることがあります。)
③災害通院給付金	 ●災害入院給付金が支払われる入院をしてその退院後の通院(入院と同一の原因による通院とします。)に対し、災害通院給付金をお支払いします。 ●入院中の通院は災害通院給付金の支払対象にはなりません。1日に2回以上通院した場合、1回の通院とみなします。2以上の事由の治療を目的として1回の通院をした場合でも、災害通院給付金は重複してお支払いしません。 ●災害通院給付金の支払対象となる期間中に保険契約が更新され、属する年齢層が変わった場合には、更新日以後の通院については更新後の年齢層における災害通院給付金日額により災害通院給付金をお支払いします。(災害通院給付金の保障がなくなる場合があります。)

⑤無入院給付金	●疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院が1日でもある場合には、無入院給付金はお支払いしません。●無入院給付金が支払われた後に、保険期間中に入院給付金の支払事由に該当していたこと、または死亡・高度障害等の保険契約の消滅事由に該当していることが判明した場合には、お支払いする金額から無入院給付金額を差し引きます。
⑥死亡保険金 ⑦高度障害保険金 ⑧災害死亡保険金 ⑨災害高度障害保険金	●死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。●災害死亡保険金が支払われる場合には、死亡保険金はお支払いしません。●災害高度障害保険金が支払われる場合には、高度障害保険金はお支払いしません。

保険期間および保険契約の更新

- ◇保険期間は1年で、保険期間満了の2週間前までに更新しない旨のお申し出のない限り65歳まで更新されます。更新後も保険料は変わりません(2024年4月現在)。ただし、更新後の保険料は更新時の保険料率により計算されるため、変更されることがあります。
- ◇更新後の保障内容は、更新年齢の属する年齢層の保障内容となります。

		- **								ごとに						÷r =			- *-		
	更新	更新	更新	更新	更新	更新			• • • • •	• • • • •	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	•> 更	新 5	更新	更新	更新	更新	
Γ	- :				-:-			-	:	1	:	:	:				-		- :		7
	i	i	i	İ	İ	i	İ	İ	İ	i	İ	İ	į	İ			İ	i	i	i	
		- 1						1	1	1	1		!				1				
	i		į	- 1	- 1	- 1	- 1	į	1	į	į	1	į				1	- 1	- 1	į	
	- 1	- 1		- 1	- 1	- 1	- 1	1	1	1	1	1	!	!			1	1	- 1	1	
	i	- 1	i		- 1		- 1		i	į	i	i	į								
L			:_	:_	:	_ !	_ :		!	!	!	!	!	!		!	:	_ :	_ :	_:	┙
ご	契約																			65	歳

その他の付加できる特約について

特約	特約の内容
指定代理請求特約	被保険者が給付金・保険金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(※1)が給付金・保険金(※2)を請求することができます。 ※1指定代理請求人は、次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*1) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*1) ⑤その他③および④の者と同等の者(*1) ※2無入院給付金はこの特約の対象となりません。

(*1)当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金・保険金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に 限ります。

解約時の払戻金について

◇この保険には解約時の払戻金はありません。ご契約の際には、解約時の払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込み ください。

その他ご確認いただきたい事項

- ◇この保険には満期保険金および契約者配当金はありません。
- ◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。
- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

●注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いします。

※ご契約の内容に関する事項については、「契約概要」「ご契約のしおり - 約款」 にも記載していますので、あわせてご確認ください。

■ 申込日から20日以内であれば、申込みの撤回等ができます(クーリング・オフ制度)

- ◇ご契約の申込日からその日を含めて20日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。郵便または当社ホームページ所定の通知フォームにより当社あてにご通知ください。
 - ※お手続きの詳細については「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。

2 健康状態・職業等についてありのままを告知してください(告知義務)

告知義務について

- ◇契約者(被保険者)には健康状態・職業等について告知をする義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。
- ◇生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。)には告知を受ける権限がないため、 生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

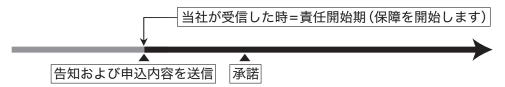
- ◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から 2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ◇ご契約を解除した場合には、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)

3 申込内容等を確認させていただくことがあります

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金・給付金の 請求の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあり ます。

4 ご契約の申込みを受けた時から、保障を開始します(責任開始期)

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(契約者が入力した申込内容(告知を含みます。)を 当社が受信した時)にさかのぼって保障を開始(責任開始)します。



- ◇当社の生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ◇責任開始の日の属する月の翌々々月の5日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効とな

保険金・給付金のお支払いができない場合があります

- ◇次のような場合には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。
 - ・支払事由に該当しない場合(例:責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする入院等)
 - ・免責事由に該当している場合(例:契約者(被保険者)・受取人の故意または重大な過失により支払事由に 該当した場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等)
 - ・告知義務違反によりご契約が解除された場合
 - ・詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
 - ・不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
 - ・保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者(被保険者)・受取人が、暴力団関係者、 その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
- ※保険金・給付金のお支払いができない場合等の詳細については、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

6 保険料は払込期月内に払込みください(ご契約の失効・復活)

- ◇第2回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に払 込みがない場合に、払込猶予期間(払込期月の翌月1日から末日まで)を設けていますが、払込猶予期間内に 保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- ◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から3ヵ月以内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

7 解約時の払戻金はありません

◇この保険には解約時の払戻金はありません。

現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、 契約者にとって不利益となる事項があります

- ◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
 - ・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契 約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - ・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな 保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約が解除されることや、 詐欺による取消しとなることもあります。
 - ・新たな保険契約については、入院等の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

9 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- ◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が 経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなり ます。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

【① 保険金・給付金をもれなく請求いただくために

保険金・給付金の支払事由等が生じた場合

- ◇保険金・給付金の支払事由等が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ◇ご契約されている保険種類によっては複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合や不明な点がある場合等にもご連絡ください。
- ◇当社からの重要なご案内を確実に行えるよう、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◇保険金・給付金の支払事由、保険金・給付金をお支払いできない場合等の詳細は「ご契約のしおり 約款」を ご確認ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

- ◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(被保険者の配偶者、3親等内の親族等、当社の定める範囲で指定いただきます。)が被保険者の代理人として、保険金・給付金を請求することができます。
- ◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えくだ さい。
- ◇無入院給付金はこの特約の対象となりません。

無入院給付金を楽天ポイントで受け取る場合

- ◇無入院給付金を楽天ポイントで受け取る場合には次の事項についてご注意ください。
 - ・無入院給付金の支払時点において契約者が楽天会員でない場合には、無入院給付金を楽天ポイントで受け 取ることはできません。
 - ・楽天ポイントは、楽天グループ株式会社が運営する楽天会員のための制度です。当社は、楽天グループの 生命保険会社として、楽天会員の方に楽天ポイントを有効活用いただけるよう、無入院給付金を楽天ポイ ントで受け取ることができるサービスをお取扱いします。(当社は楽天ポイントの購入を代行するサービ スを提供するもので、当社が楽天ポイントを付与するものではありません。)
 - ・楽天ポイントでの受け取りを義務付けるものではありません。契約者はご自身の都合に合わせ自由に受取 方法を選択できます。また、受取方法は保険期間中何度でも変更できます。
 - ・<u>このサービスにより受け取る楽天ポイントには有効期限があります。付与されてから6カ月で受け取った</u> <u>楽天ポイントは失効します。</u>また、受け取った楽天ポイントを現金、電子マネー等に交換することはできません。
 - ・無入院給付金と楽天ポイントの交換比率は1ポイント=1円です。無入院給付金額に相当するポイントを 購入するため過不足が生じることはありません。(契約者に追加の負担をお願いすることや、無入院給付 金額の一部を現金で契約者に返還することはありません。)
 - ・楽天グループ株式会社が楽天ポイント制度を廃止した場合、楽天グループ株式会社が楽天ポイントの販売

の取扱いを中止した場合など、このサービスを提供することが不可能な事態が生じた場合には、このサービスを中止します。

12 マイページのご利用について

- ◇この保険の契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり−約款・申込書控えはマイページでご確認いただけます。マイページは当社ホームページから楽天 ID およびパスワードでログインできます。
- ◇楽天会員を退会されるとマイページの利用ができなくなりますので、退会前に必ず契約概要・注意喚起情報・ ご契約のしおり−約款・申込書控えをご自身のパソコン等にダウンロードし、保存してください。

【3】保険証券について

◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイト(マイページ)で確認いただけます。契約者様専用サイト(マイページ)で表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

14 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

15 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口

0120-977-010(無料)

受付時間 9:00~18:00 年末年始を除く ※当社委託先が承ります。

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険 に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて お受けしています。(ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)
- ◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関 として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

Memo	
	_
	-
	-
	_
	_

●ご契約のしおり

「ご契約のしおり」では、ご契約にあたっての重要事項、保障内容、諸手続き、 税法上の特典など、保険契約について大切なことがらをわかりやすく説明 していますので、ぜひご一読ください。

もし、不明な点がございましたら、当社または募集代理店までお問い合わせ ください。

目的別もくじ

◇ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

16ページ クーリング・オフ制度 申込みを撤回したい 16 ページ 告知義務について知りたい 告知と告知義務 いつから保障が開始するのか 17 ページ 保障の開始(責任開始期) 知りたい 第1回保険料の払込方法につ 第1回保険料の払込みとご契約 18ページ いて知りたい の無効 ◇保障内容について 保険のしくみや保障内容に **27**ページ 総合保障保険の保障内容 ついて知りたい ◇保険金・給付金の請求・お支払いについて 保険金・給付金の請求手続 保険金・給付金の請求手続き きについて知りたい 給付金受取人等が給付金等 保険金・給付金の代理請求 36 ~-ÿ を請求できない (指定代理請求特約) 保険金・給付金をお支払いでき 保険金・給付金が支払われな い場合について知りたい ない場合 保険金・給付金を受け取れる 保険金・給付金をお支払いでき る場合、お支払いできない場合 39 ~-ÿ 場合、受け取れない場合の具体 的な事例を知りたい の具体的事例 無入院給付金の受取方法につ 無入院給付金の受取方法について

いて知りたい

◇ご契約後について

保険料の払込みができなかっ た



保険料の払込猶予期間と失効



失効した保険契約をもとに戻 したい



ご契約の復活



保険料の負担を減らしたい



保険料の払込みが困難になった とき



保険契約を解約したい



解約と払戻金



住所・名前が変わった



各種変更手続き



税金について知りたい



生命保険と税金



主な保険用語のご説明

あ行

受取人 (うけとりにん)

保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。

か行

解除(かいじょ)

告知義務違反があった場合などに、保険期間の 途中で、当社がご契約を消滅させることをいい ます。

解約(かいやく)

契約者が保険期間の途中でご契約を消滅させる ことです。解約すると以後の保障はなくなります。

給付金 (きゅうふきん)

被保険者が入院したときなどに当社からお支払 いするお金のことをいいます。

クーリング・オフ制度 (くーりんぐ・おふせいど)

ご契約の申込日から、その日を含めて20日以内であれば、所定の手続きにより、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができる制度のことをいいます。

契約応当日 (けいやくおうとうび)

ご契約後の保険期間中に迎える、毎年の契約日 に対応する日のことをいいます。また、月単位 の契約応当日といったときは、毎月の契約日に 対応する日をいいます。

契約者(けいやくしゃ)

当社と保険契約を締結し、ご契約上の権利(契約内容の変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。この保険では、契約者と被保険者が同一人の場合のみ取扱います。

か行 契約年齢 (けいやくねんれい)

契約日における被保険者の年齢のことをいい、 満年齢で計算します。

(例)30歳8ヵ月の被保険者の契約年齢は30歳となります。

契約日 (けいやくび)

契約年齢や保険期間などの計算の基準日となる 日のことで、通常は責任開始日の属する月の翌 月1日が契約日となります。

更新 (こうしん)

保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず、所定の年齢まで保障を継続できる制度のことをいいます。契約者からお申出がなければ自動的に更新されます。

更新日 (こうしんび)

保険契約を更新した場合に、更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日を更新日といいます。

更新年齢 (こうしんねんれい)

更新日における被保険者の年齢のことをいいます。ご契約後の被保険者の年齢は、契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

告知(こくち)

ご契約の申込みに際して、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままをお答えいただくことです。契約者(被保険者)は、告知をしていただく義務(告知義務)があります。

告知義務違反 (こくちぎむいはん)

告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約を解除することがあります。

さ行 失効 (しっこう)

保険料の払込みの猶予期間を過ぎても保険料の 払込みがなく、ご契約の効力が失われることを いいます。

支払限度(しはらいげんど)

給付金のお支払いに関する限度をいいます。1回の入院についての支払限度や通算支払限度などがあります。

支払事由(しはらいじゆう)

保険金・給付金をお支払いする場合のことをいいます。

責任開始期(日)(せきにんかいしき・び)

当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

は行 払込期月(はらいこみきげつ)

第2回以後の毎回の保険料を払込んでいただく 月のことで、月単位の契約応当日の属する月の 初日から末日までの期間のことをいいます。

被保険者(ひほけんしゃ)

生命保険の対象として保険がかけられている人 のことをいいます。

復活 (ふっかつ)

失効したご契約をもとに戻すことです。復活に あたっては、あらためて告知をしていただきま すが、健康状態などによっては復活できないこ ともあります。

保険期間(ほけんきかん)

契約日から保険契約が終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に保険金や給付金の支払事由が生じた場合に、保険金や給付金の支払対象となります。

は行 保険金(ほけんきん)

被保険者が死亡したときや高度障害状態に該当 したときに当社からお支払いするお金のことを いいます。

保険証券(ほけんしょうけん)

ご契約の保険金額・給付金額、保険料、保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

保険料 (ほけんりょう)

保障の対価として、当社に払込んでいただくお 金のことをいいます。

ま行 免責事由 (めんせきじゆう)

保険金や給付金をお支払いできない事由をいい ます。免責事由に該当した場合には支払事由に 該当しても保険金や給付金をお支払いできませ ん

や行 約款 (やっかん)

ご契約についてのとりきめを記載したものです。

猫予期間 (ゆうよきかん)

保険料の払込みには払込期月の翌月1日から末 日までの猶予期間があります。

【申込画面への入力

申込画面(告知を含みます。)への入力は契約者(被保険者)ご自身が行ってください。最終確認画面にて、すべての入力内容を十分お確かめのうえ、申込み(送信して)ください。

【クーリング・オフ制度

- ◇ご契約の申込日から、その日を含めて20日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。第1回保険料を払込みいただいている場合には、第1回保険料全額をお返しします。
- ◇書面によりクーリング・オフをする場合、書面に下記の事項を記載のうえ、郵便により当社あてに発信してください。クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。
 - ・ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をする旨
 - ・契約者の氏名(自署)
 - ・契約者の住所・電話番号
 - ・申込番号・保険種類・被保険者名

〈送付先〉 〒983-8790 日本郵便株式会社 仙台東郵便局 私書箱第 18号 楽天生命保険株式会社事務センター クーリング・オフ係

◇電磁的記録によりクーリング・オフをする場合、当社ホームページ掲載の方法によりご通知ください。クーリング・オフは、 当社所定の通知フォームの発信時(通知の発信日付)に効力を生じます。

現在ご契約の保険契約を解約または減額し、 新たな保険契約への申込みを検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ○解約、減額の際に払戻される金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する払込保険料)より も少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年数が短い場合の払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ○一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。
- ○新たな保険契約の申込みをする場合には告知義務があります。告知が必要な傷病歴がある場合等、被保険者の健康状態等によっては、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために解除、取消しとなることがあります。 (新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。)
- ○新たな保険契約については、入院等の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から3年以内の 自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

▍告知と告知義務

告知の重要性(告知義務)

◇契約者(被保険者)には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。生命保険は多数の人々が保険料を 出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事している方等 が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、 「告知画面(書面を提出していただく場合は、当社所定の告知書)」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正 確にもれなくお知らせ(告知して)ください。

告知をお受けできる権限(告知受領権)

◇告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。以下同じ。)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

告知義務違反について(正しく告知されない場合のデメリット)

◇告知していただく事項は告知画面(書面でいただく場合は「告知書」)に表示します。もし、これらについて、故意または重大な

過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。

- ◇ご契約を解除した場合でも「保険金・給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・ 給付金のお支払いをすることがあります。
- ◇ご契約を復活する場合にも告知が必要です。復活にあたり告知義務違反があった場合には、復活の際の責任開始日を基準にしてご契約を解除することがあります。
- ◇告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを 勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、 契約者(被保険者)が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められ る場合には、ご契約を解除することができます。
- ※告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、「現在 の医療水準では治癒が困難または死亡危険が極めて高い疾患の既往症、現症等について故意に告知しなかった場合」等、告知 義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告 知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)この場合、すでに払 込みいただいた保険料は払戻しません。

■申込内容等の確認

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金・給付金の請求等の際に、申 込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

■生命保険募集人

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

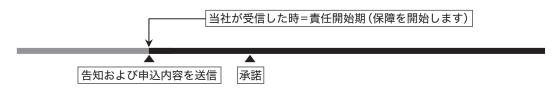
- ◇媒 介…………生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したとき に保険契約は有効に成立します。
- ◇代 理………生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約の申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

当社の生命保険募集人について

◇当社の生命保険募集人はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の成立後にご契約内容の変更等をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

【保障の開始(責任開始期)

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込を受けた時(契約者が入力した申込内容(告知を含みます。)を当社が受信した時) にさかのぼってご契約の保障を開始(責任開始)します。



◇申込日(責任開始の日)の属する月の翌月1日が契約日となります。契約年齢および保険期間は契約日を基準に計算します。ただし、責任開始期から契約日の前日までの間に、保険金・給付金の支払事由が生じた場合には、申込日(責任開始の日)を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準に再計算します。

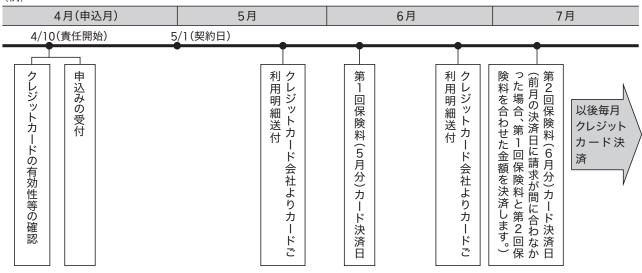
【第1回保険料の払込みとご契約の無効

第1回保険料の払込み

〈クレジットカード扱〉

- ◇第1回保険料はクレジットカードによりお支払いいただきます。クレジットカードによりお支払いいただくにあたり、クレジットカードの有効性等の確認を行います。 クレジットカードの有効性等が確認できなかったときには、他のクレジットカードに変更してください。
- ◇カード決済日はクレジットカード会社により異なりますので、クレジットカード会社からのカードご利用明細などでご確認ください。申込日によっては、第1回保険料と第2回保険料を合わせてお支払いいただきます。
- ※クレジットカード扱の場合、保険料の払込みに楽天ポイントを利用できる場合があります。詳しくは当社ホームページのポイントのルールと規約をご覧ください。

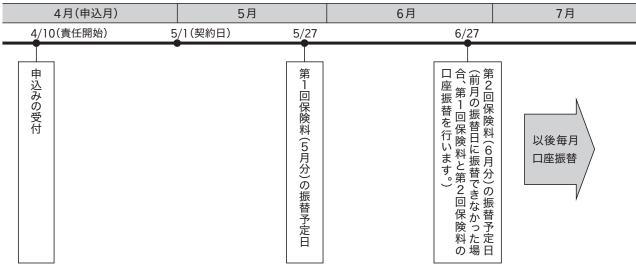
(例)



〈口座振替扱〉

- ◇第1回保険料は、申込日の属する月(申込月)の翌月の振替日に、契約者が指定した金融機関の口座から振り替えます。
- ◇預金残高不足等により振替日に振替できなかった場合には、申込月の翌々月の振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて請求します。
- ◇申込日によっては、第1回保険料の振替日が申込月の翌々月となることがあります。(口座振替依頼書に不備があった場合にも、第1回保険料の振替日が申込月の翌々月となることがあります。)この場合にも、第1回保険料と第2回保険料を合わせて請求します。

(例)



ご契約の無効

◇申込月の翌々々月の5日(第1回保険料の払込期間満了日)までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料と第2回保険料を払込んでください。

その他

- ◇第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに、保険金・給付金の支払事由が生じた場合には、お支払いする保険金・給付金から第1回保険料を差し引きます。(第2回以降の保険料の払込期月が到来している場合には第2回以降の保険料も差し引きます。)
- ◇第1回保険料領収証は発行しません。

【保険証券

- ◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、契約者に保険証券をお送りします。保険証券に記載された内容が、申込内容と違っていないか、もう一度ご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券は大切に保管してください。
- ◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。当社がご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイト(マイページ)で確認いただけます。契約者様専用サイト(マイページ)で表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

【個人情報の取扱い

当社(楽天生命保険株式会社)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載しています。 その要旨は次のとおりです。詳細は当社ホームページにてご確認ください。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および当社プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理(※)
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実(※)
- (4) その他上記業務に関連・付随する業務
- ※お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズに応じた各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

ただし、個人番号および特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ取扱うこととし、その範囲外で取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

- ①源泉徴収票・支払調書作成事務
- ②報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③前①②に掲げる事務以外の法令に定める個人番号関係事務等

機微(センシティブ)情報の取扱いについて

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第5条1項」に定める機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、機微(センシティブ)情報について、個人情報保護法その他の法令およびガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報等を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1)申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2)キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4)窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1)氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
- (2)上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など)に 記載されている情報
- (3)保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
- (4)保険金・給付金等の支払いに関する情報
- ※上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん および漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じ ます。

- (1)安全管理について役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。
- (2)個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウエア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
- (3)役職員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。
- (4) 当社施設への入退室管理、個人情報等の盗難防止等の措置を講じます。
- (5)外国にある第三者に個人データを提供する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を実施します。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1)法令にもとづく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4)法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5)再保険の手続きをする場合(詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください。)
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7)個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合
- ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

再保険会社への提供について

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社(外国(本邦の域外にある国または地域)にあるものを含む)に提供することがあります。なお、適切な危険分散等の観点から、保険引受および同意取得の時点では再保険会社を特定できません。外国の再保険会社に提供を行った場合には、個人情報保護法および関係法令等に基づき、ご本人の求めに応じて、外国の名称等に関する情報を提供いたします。

○第三者に提供する目的

再保険の仕組みを通じた保険引受リスクの分散のため、再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・ 給付金等支払いに関する利用を目的とします。

○提供する個人情報の項目

再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の 契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

○提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

○個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険契約の相手方と締結します。

個人情報の共同利用について

○楽天グループ株式会社との共同利用について

楽天グループ株式会社が運営するお客さま向けプログラムやキャンペーン(以下「楽天お客さま向けキャンペーン等」といいます。)の運営のために、楽天お客さま向けキャンペーン等の対象者となられるお客さまの当社保険契約(以下「対象保険契約」といいます。)について、申込書類およびその附属書類、インターネット等電磁的方法や電話・チャット等を通じてご提供いただいた申込みにかかる個人情報その他のお客さまの個人情報を、楽天グループ株式会社と共同で利用します。

- (1)共同利用する個人情報の項目
 - ①お客さまを識別する符号その他の情報
 - ②対象保険契約申込み・ご加入・ご継続にかかる情報等の対象保険契約のステイタスについての情報
 - ③その他楽天お客さま向けキャンペーン等を運営するうえで必要な情報
- (2)共同利用の利用目的

楽天お客さま向けキャンペーン等について、お客さまの情報通信端末画面に、お客さまの楽天お客さま向けキャンペーン等の利用状況およびこれに伴う特典の蓄積状況の表示を行うため

(3)データ管理責任者

楽天生命保険株式会社

○グループ会社との共同利用について

楽天インシュアランスホールディングス株式会社(以下、「楽天インシュアランスホールディングス」と表記)および楽天インシュアランスホールディングスの子会社等(以下、これらを総称して「楽天インシュアランスグループ」と表記)では、グループの経営管理や各種リスク管理を実施すると共に、より付加価値の高い各種商品・サービスを開発・提供等するため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

(1)共同利用する個人データの項目

楽天インシュアランスグループが保有する個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人を 識別する符号、保険契約の申込書類およびその附属書類等に記載されている情報、保険金・給付金等の支払いに関す る情報、保険契約の維持管理に関する情報その他の下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

(2)共同利用者の範囲

楽天インシュアランスグループ

- ※楽天インシュアランスグループの詳細につきましては、楽天インシュアランスホールディングスホームページ (https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/)の「グループ情報」をご参照ください。
- (3)共同利用の利用目的
 - ①経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
 - ②各種取引の開始・維持管理(各種保険契約のお引受けやご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます)
 - ③楽天インシュアランスグループの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④楽天インシュアランスグループが提供する各種商品・サービスのご案内、提供
 - ⑤その他上記に関連・付随する業務
- (4)個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社

7. 個人情報等取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。 委託する場合には、 委託先の選定基準を定め、定期的または随時に委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行 います。

委託先の選定にあたっては、委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況、ならびに委託先から再委託する場合の再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を定め、これを遵守します。

8. 情報交換制度等について

当社は、一般社団法人生命保険協会が運営する次の制度において、他の生命保険会社等との間で生命保険契約等に関する個人情報を共同利用します。次の制度につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

○契約内容登録制度・契約内容照会制度

○支払査定時照会制度

ただし、特定個人情報については共同利用いたしません。

9. 外国にある第三者への提供について

当社は、個人情報保護委員会規則で定める措置を講ずることによって個人データを外国にある第三者に提供した場合には、ご本人からの求めに応じて当該措置に関する情報を提供いたします。

10. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止ならびに第三者提供記録の開示(以下、「開示等」といいます。)の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、当社ホームページまたは]]. に記載のお問い合わせ窓口でご確認ください。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

楽天生命 個人情報窓口 **0120-977-677**

(平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00/年末年始を除く) ホームページアドレス https://www.rakuten-life.co.jp/

12. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

【電話番号】 03-3286-2648

【所在地】 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

【受付時間】 9:00~17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

【ホームページアドレス】 https://www.seiho.or.jp/

13. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

14. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページに掲載し、公表いたします。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定のものと共同して利用しています。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または 一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等の請

求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお 引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

登録事項

2024年3月31日以前の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2)普通死亡保険金の金額
- (3)入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4)災害死亡保険金の金額
- (5)がん給付金の一時金額
- (6)就業不能保障給付金の月額
- (7)先進医療保障給付の件数
- (8)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9)取扱会社名
- ※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申込みがあった場合、申込みの対象となる 証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/contract.html)をご確認ください。

支払査定時照会制度

保険金等の請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国 労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、 お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以 下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命 保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」と

いいます。)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知りえた情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等の受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/assess.html)をご確認ください。

【生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

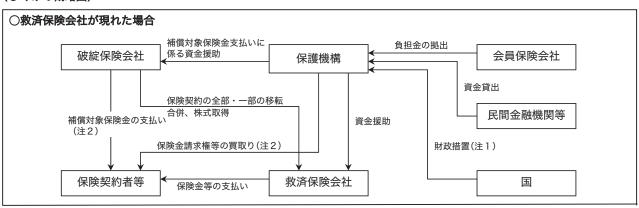
■生命保険契約者保護機構

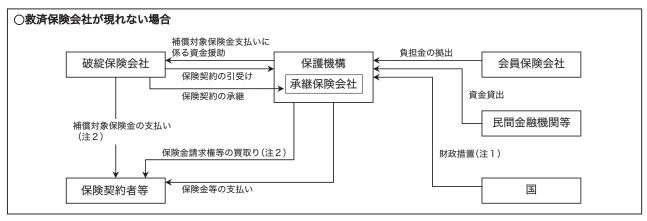
- ◇当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。
 - ○保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - ○保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることも あるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保 険契約の継続を図ることにしています。
 - ○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(*))に係る部分を除いた国内における 元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(*2)を除き、責任準備金等^(*3)の90%とすることが、保険業法等で定めら れています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)
 - ○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
 - (*1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険 契約に係る特別勘定をさします。更正手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作 成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更正手続きの中で確定することとなります。)
 - (*2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約をさします(注2)。当該契約については、責任 準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限と なります。

高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

- (注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (*3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈しくみの概略図〉





- (注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による 負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- (注2)破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を 買取ることをさします。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。 (高予定利率契約については、(*2)に記載の率となります。)
- ◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法 令の改正により変更される可能性があります。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

※月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

■当社の会社形態

保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

▍総合保障保険の保障内容

特徴



年齢および性別により保障内容が異なります。 65 歳まで更新可能で、更新後も保険料は変わりません。(*)

- ●この保険は年齢および性別により保障内容(給付金の種類および各給付金・保険金の支払額)が異なります。
- ●加入時の保障内容は契約年齢の属する年齢層の保障内容、保険契約を更新した場合の保障内容は更新年齢の属する 年齢層の保障内容となります。

【1口あたりの保障内容】※2024年4月(現在)

契約年齢・更新年齢			20 歳~ 39 歳	40 歳~ 49 歳	50 歳~ 54 歳	55 歳~ 59 歳	60 歳~ 64 歳 (更新年齢)	
	年齢層		第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層	
	疾病入院給付金 (疾病入院給付金E		6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円	
	災害入院給付金 (災害入院給付金E	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円		
	災害通院給付金 (災害通院給付金E		2,000円	2,000円	2,000円	_	_	
	ガン治療給付金 (ガン治療給付金額)		20万円	15万円	12万円	8万円	7.5万円	
保障	無入院給付金額)	男性	6,000円	3,500円	-	_	_	
内容		女性	5,000円	4,000円	3,000円	2,500円	2,500円	
	死亡保険金 (死亡保険金額)	100万円	75万円	50万円	30万円	15 5 8	
	高度障害保険金 (死亡保険金額		בונלטטו	1971	ם נגטפ	2011	15万円	
	災害死亡保険金 (災害死亡保険金		200万円	150万円	100万円	60万円	30万円	
	災害高度障害保険 (災害死亡保険金		200 /11 1	ן ורל חכו	100/11	r 1 () ()	20/11	

●保険期間は1年で、最長65歳まで自動更新されます。更新された場合でも、保険料は一定です。(*) (*)更新時に保険料が変更される場合があります。

2

病気またはケガによる入院を保障します。日帰り入院も支払対象です。(*) ケガによる入院後の通院も保障します。

- ●病気またはケガで入院した場合には、疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いします。
- ●疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれにつき、1回の入院の支払限度は60日、通算支払限度は1,095日です。
- ●不慮の事故によるケガで入院した場合には、退院後の通院に災害通院給付金をお支払いします。(災害入院給付金が支払われた入院後の通院に限ります。)

(*) 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の入院で、入院基本料などのお支払いの有無で判断します。

- **3** 悪性新生物による入院には一時金をお支払いします。
 - ●悪性新生物により入院した場合には、ガン治療給付金をお支払いします。(1年に1回を限度)
- 4 1年間入院しなければ、無入院給付金が受け取れます。
 -] 年間の保険期間中に、疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院がなければ無入院給付金をお支払いします。
- **5** 万一のときの保障も確保できます。
 - ●不慮の事故で死亡した場合または高度障害に該当した場合には災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払 いします。
 - ●不慮の事故以外での死亡、高度障害には、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
- 6 解約時の払戻金はありません。 また、無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

支払事由など

●疾病入院給付金・災害入院給付金・災害通院給付金・ガン治療給付金

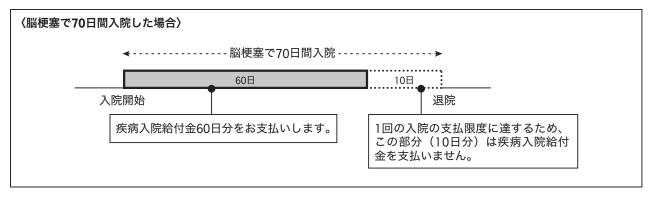
お支払いする給付金	支払事由	支払事由 支払額		受取人
疾病入院給付金	責任開始期以後に生じた病気等の治療を 目的として入院(⇒約款別表2)したとき	疾病入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60 日、通算して1,095 日分を限度	
災害入院給付金	責任開始期以後に生じた不慮の事故(→ 約款別表3)によるケガの治療のために、 事故の日から180日以内に入院したとき	災害入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60 日、通算して1,095 日分を限度	
災害通院給付金	災害入院給付金が支払われる入院をし、 その入院の退院日の翌日から 120日以内 の期間(通院期間)に、その入院の原因と なったケガの治療を目的とする通院(→ 約款別表2)をしたとき	災害通院給付金日額 × 通院日数	1回の入院の退院後 の通院につき30日、 通算して1,095日分 を限度	被保険者
ガン治療給付金	責任開始期以後に診断確定された悪性新 生物(⇒約款別表 18)の治療を目的として 入院したとき	ガン治療給付金額	1年に1回を限度	

◇各給付金の1口あたりの給付金日額等は、契約年齢または更新年齢により次のとおりです。

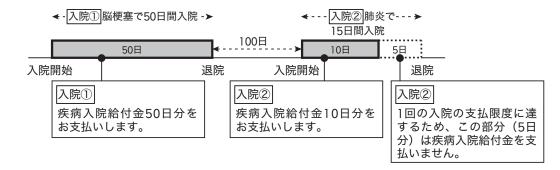
契約年齢・更新年齢	20 歳~ 39 歳	40 歳~ 49 歳	50 歳~ 54 歳	55 歳~ 59 歳	60 歳~ 64 歳 (更新年齢)
年齢層	第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層
疾病入院給付金日額	6,000円	6,000円	5,500 円	2,500 円	2,000円
災害入院給付金日額	6,000円	6,000円	5,500円	2,500 円	2,000円
災害通院給付金日額	2,000円	2,000円	2,000円	_	_
ガン治療給付金額	20 万円	15 万円	12 万円	8万円	7.5 万円

- ◇疾病入院給付金の支払対象となる病気等には、異常分娩(⇒約款別表2)や災害入院給付金の支払対象とならないケガによる入 院等を含みます。
- ◇同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、災害入院給付金および疾病入院給付金は重複してお支払いしません。
- ◇疾病入院給付金については、直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から 180 日以内に開始した入院は、原因にかかわらず 1 回の継続した入院とみなします。直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から 180 日を経過して開始した入院については、新たな入院として取扱います。災害入院給付金についても同様の取扱いとなります。
- ◇入院中の通院は災害通院給付金の支払対象にはなりません。]日に2回以上通院した場合、]回の通院とみなします。2以上の事由の治療を目的として]回の通院をした場合でも、災害通院給付金は重複してお支払いしません。

●疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払例

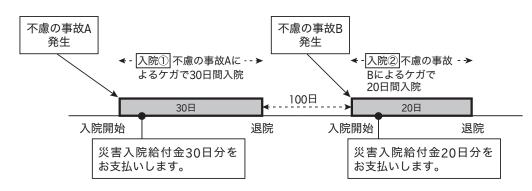


〈病気で2回以上入院した場合〉



※入院①と入院②は、入院の原因となる病気にかかわらず継続した1回の入院とみなします。(直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因となる病気にかかわらず1回の継続した入院とみなすため)

〈不慮の事故によるケガで2回以上入院した場合〉



※ 入院① と入院② は、入院の原因となる不慮の事故にかかわらず継続した1回の入院とみなします。(直前の災害入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因となる不慮の事故にかかわらず1回の継続した入院とみなすため)

- ●入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(**⇒約款別表2**)
- ●入院給付金の支払対象となる入院はケガ・病気の治療を目的とする入院であることを要します。美容上の処置や人間ドックのための入院などは治療を目的とする入院には該当しません。
- ●通院とは、医師による治療が必要なため、所定の病院または診療所における外来または往診により、 治療を受けることをいいます。(**→約款別表2**)



- ●治療措置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみのための通院などは、治療を目的とする通院には該当しません。
- ●悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師の資格を持つ者によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合においても、当社が認めたその他の方法で診断が確定された場合は悪性新生物と認めます。
- ●契約年齢または更新年齢が55歳以上(第4年齢層、第5年齢層)の場合、災害通院給付金はありません。
- ●入院中、通院期間中に保険契約が更新され、年齢層が変わった場合には、更新日以後の入院、通院については更新後の年齢層における給付金額により給付金をお支払いします。(保障額が減額されることや、給付金がなくなる場合があります。)

●無入院給付金

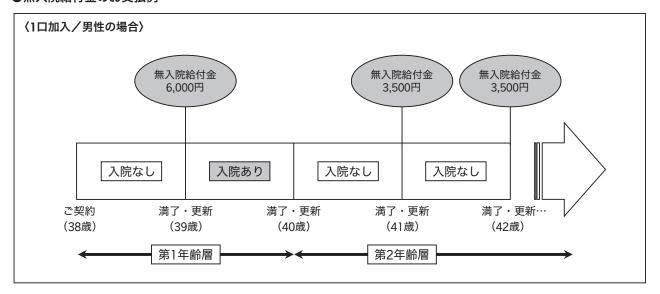
お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
無入院給付金	契約日(保険契約を更新した場合は更新日)から1年間、疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしなかったとき	無入院給付金額	年に 回を限度	契約者

◇無入院給付金の1口あたりの支払額は、契約年齢または更新年齢により次のとおりです。

契約年齢・更新年齢		20 歳~ 39 歳	40 歳~ 49 歳	50 歳~ 54 歳	55 歳~ 59 歳	60 歳~ 64 歳 (更新年齢)
年齢層		第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層
年 1	男性	6,000円	3,500 円	_	_	-
無入院給付金額	女性	5,000円	4,000 円	3,000円	2,500円	2,500 円

◇無入院給付金のお支払いの判定は保険期間(1年)ごとに行います。疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払いが1日でもある場合には、無入院給付金はお支払いできません。

●無入院給付金のお支払例





- ●無入院給付金が支払われた後に、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払事由に該当していたこと、 または保険金の支払事由に該当し保険契約が消滅することが判明した場合には、お支払いする金額か ら無入院給付金額を差し引きます。
- ●契約年齢または更新年齢が50歳以上(第3年齢層、第4年齢層、第5年齢層)の男性の場合、無入院給付金はありません。

保障内容について

●死亡保険金・災害死亡保険金・高度障害保険金・災害高度障害保険金

お支払いする保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金額	
災害死亡保険金	次のいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に生じた不慮の事故(→約款別表3) により、事故の日から 180 日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に生じた感染症(→約款別表6)により死亡したとき	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	責任開始期以後に生じた病気等により高度障害状態 (→約款別表 10)に該当したとき	死亡保険金額	
災害高度障害保険金	次のいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に生じた不慮の事故により、事故の日から180日以内に高度障害状態に該当したとき ②責任開始期以後に生じた感染症(→約款別表6)により高度障害状態に該当したとき	災害死亡保険金額	被保険者

◇各保険金の | 口あたりの保障額は、契約年齢または更新年齢により次のとおりです。

契約年齢・更新年齢	20 歳~39 歳	40 歳~ 49 歳	50 歳~ 54 歳	55 歳~ 59 歳	60 歳~ 64 歳 (更新年齢)
年齢層	第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層
死亡保険金額	100 万円	75 万円	50 万円	30 万円	15 万円
災害死亡保険金額	200 万円	150 万円	100 万円	60 万円	30 万円

[◇]死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。

[◇]災害死亡保険金が支払われる場合には、死亡保険金はお支払いしません。

[◇]災害高度障害保険金が支払われる場合には、高度障害保険金はお支払いしません。

【保険金・給付金の請求手続き

疾病入院給付金・災害入院給付金・災害通院給付金・ガン治療給付金・保険金の場合

◇保険金・給付金の支払事由が生じた場合のお手続きの流れは次のとおりです。

『保険金・給付金ダイヤル』にご連絡ください。

○保険金・給付金の請求に必要な書類をご案内します。請求に必要な当社所定の書類は当社 ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/)からダウンロードすることもできます。

(1)

(2)

保険金・給付金ダイヤル

0120-977-002 (無料)

受付時間 9:00~18:00 年末年始を除く ※当社委託先が承ります。



- ○請求書類に必要事項をご記入ください。
- ○必要書類(医師の診断書、公的書類等)をお取り寄せください。
- ※必要書類(医師の診断書、公的書類等)の取得のために費用がかかることがあります。 これらの費用はすべて受取人の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

すべての書類の準備ができましたら、当社へご提出ください。

○必要書類の不足や記載内容に不明点があった場合は、当社から連絡します。



- $\widehat{(3)}$
 - ○治療の経過・内容・障害の状況、事故の状況などについて、事実の確認(医療機関への確認も含みます。)をさせていただくことがありますが、その場合、確認先の都合や事故原因の調査などによって日数を要する場合がありますので、ご了承ください。
 - ○内容によっては保険金・給付金をお支払いできない場合があります。



保険金・給付金をお支払いできる場合は送金します。

- 4
- ○請求書類の不足や記載内容に不明な点がなく、事実の確認を必要としない場合は、当社 に書類到着後、5営業日以内にお支払いします。
- ○保険金・給付金はご指定の口座へ送金し、あわせてお支払明細書をお送りします。

無入院給付金の場合

- ◇無入院給付金は、当社にて疾病入院給付金・災害入院給付金の支払い状況および保険料の払込状況等を確認のうえお支払いするので、請求のお手続きは必要ありません。
- ◇保険期間満了の約1ヵ月前に、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払対象となる入院がないかの確認および無入院給付金の 受取方法の確認を当社からさせていただきます。



保険金・給付金等を請求する権利は、3年間請求がない場合には時効により消滅しますのでご注意ください。

保険金・給付金の請求・お支払いについて

【保険金・給付金の請求に必要な書類

◇請求に必要な書類は次のとおりです。(●は当社所定の書類です。当社所定の書類は当社ホームページからダウンロードする こともできます。)

必要書類請求項目	請求書	保険証券	医師の診断書	入院証明書	通院証明書	死亡証明書	被保険者の住民票	被保険者の印鑑証明書	受取人の戸籍抄本	受取人の印鑑証明書	その他
死亡保険金 災害死亡保険金	•	0				•	0		0	0	事故証明書(災害死亡保険金)
高度障害保険金 災害高度障害保険金	•	0	•				0		0	0	事故証明書(災害高度障害保険金)
疾病入院給付金 災害入院給付金 ガン治療給付金	•										事故証明書(災害入院給付金)
災害通院給付金	•	0	•		•		0	0	0	0	

[◇]これらの書類以外の書類の提出を求めること、またはこれらの書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

[◇]保険証券不発行特約を付加している場合は保険証券の提出は不要です。

[◇]無入院給付金については、書類の提出は不要です。ただし、確認が必要な場合には提出を求めることがあります。

【保険金・給付金の支払期限

疾病入院給付金・災害入院給付金・災害通院給付金・ガン治療給付金・保険金の場合

◇保険金・給付金は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、当社に提出された 書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

保険金・	給付金のお支払いをするための確認等が必要な場合	支払期限
① 保険金・給付金をお 支払いするために確 認が必要な場合	○保険金・給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合○保険金・給付金の免責事由に該当する可能性がある場合○告知義務違反に該当する可能性がある場合○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した 日(*)の翌日から30日
	○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等 の方法に限定される照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した 日(*)の翌日から30日
② 上記①の確認を行う	○弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合○日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した 日(*)の翌日から90日
ために特別な照会や調査が必要な場合	○契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴 その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合に おける、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検 察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した 日(*)の翌日から 180日
	○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した 日(*)の翌日から60日

^(*)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

無入院給付金の場合

◇無入院給付金は、保険期間満了日の翌営業日または保険期間満了日までの保険料が払い込まれたことを確認した日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内にお支払いします。



保険金・給付金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者、保険金・給付金の 受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確 認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金をお支払いしません。

【保険金・給付金の代理請求(指定代理請求特約)

- ◇指定代理請求特約が付加されている場合、被保険者が受取人である保険金・給付金の支払事由が生じたときに、被保険者が保 険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者の代理人として保 険金・給付金を請求することができます。
- ◇契約者はあらかじめ指定代理請求人を指定してください。

指定代理請求人の	代理請求の対象とな	被保険者が保険金・給付金を	代理請求できない場合
範囲	る保険金・給付金	請求できない特別な場合	
次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*) ⑤その他③および④の者と同等の者(*)	●高度障害保険金 ●災害高度障害保険金 ●疾病入院給付金 ●災害入院給付金 ●災害通院給付金 ●ガン治療給付金	●保険金・給付金の請求を行う 意思表示が困難であると当社 が認めたとき ●「ガン」などの当社が認めた傷 病名の告知を受けていない場 合 ●その他保険金・給付金を請求 できない特別な事情があると 当社が認めた場合	指定代理請求人が次に該当する場合には代理請求をすることができません。 ●故意に保険金・給付金の支払事由を生じさせたとき ●故意に被保険者を保険金・給付金の請求ができない状態にさせたとき ●請求時において、指定代理請求人の範囲外となったとき(例:婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でなくなったとき等)

(*) 当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。



指定代理請求人を指定した場合には、契約者から指定代理請求人に対して、以下のことをお伝えください。

- ●指定代理請求人に指定されたこと
- ●被保険者が保険金・給付金を請求できない場合に、被保険者にかわって保険金・給付金の請求ができること
- ●保険金・給付金の支払事由
- ◇被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が請求時に死亡している、指定した指定代理請求人が指定代理請求人の範囲外である、指定代理請求人が代理請求できない等、指定代理請求人が請求できないときは、次の方が代理請求人として保険金・給付金を請求することができます。
 - ①請求時において被保険者と同居または生計を一にする死亡保険金受取人
 - ②①に該当する者がいない場合、①に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者 と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③①または②に該当する者がいない場合、①または②に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時に おいて、被保険者と同居または生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 - ④①②③に該当する者がいない場合、①②③に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、 ①②③に該当する者と同等の保険金・給付金を請求すべき適当な理由がある者として当社が認めた者



- ●保険金・給付金を指定代理請求人・代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金・給付金を請求いただいてもお支払いできません。
- ●無入院給付金は代理請求の対象とはなりません。

【保険金・給付金をお支払いできない場合

支払事由に該当しない場合

◇保険金・給付金の支払事由に該当しない場合には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。保険金・給付金の 支払事由の詳細については「保障内容について」のページでご確認ください。

〈支払事由等に該当しない例〉

- ○約款別表に定める高度障害状態に該当しない場合
- ○ケガまたは病気の治療を目的としていない入院の場合
- ○約款別表2に定める入院・通院等の定義に該当しない入院・通院の場合
- ○各給付金の支払限度をこえた場合

免責事由に該当した場合

◇保険金・給付金の支払事由に該当しても、保険金・給付金のお支払いができない場合(免責事由)があります。

給付金・保険金の種類	免責事由
疾病入院給付金 災害入院給付金 災害死亡保険金 災害高度障害保険金	①被保険者の故意または重大な過失によるとき ②死亡保険金受取人の故意または重大な過失によるとき(災害死亡保険金に限る) ③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧被保険者の薬物依存によるとき(疾病入院給付金に限る)
死亡保険金	①責任開始日(復活が行われたときは復活の際の責任開始日)から3年以内の被保険者の自殺によるとき ②死亡保険金受取人の故意によるとき
高度障害保険金	被保険者の故意によるとき

戦争その他の変乱、地震・噴火・津波により支払事由等が生じた場合

- ◇戦争その他の変乱により保険金・給付金の支払事由が生じた場合、支払事由に該当する被保険者の数によっては、保険金・給付金を削減してお支払いするか、お支払いしないことがあります。
- ◇地震・噴火・津波により災害死亡保険金、災害高度障害保険金、給付金の支払事由が生じた場合、支払事由に該当する被保険者の数によっては、災害死亡保険金、災害高度障害保険金、給付金を削減してお支払いするか、お支払いしないことがあります。

責任開始期前に生じた傷病や不慮の事故による場合

◇保険金・給付金(対象となる保険金・給付金は、災害死亡保険金、高度障害保険金、災害高度障害保険金、疾病入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、ガン治療給付金です。)のお支払いは、責任開始期以後に生じた傷病や不慮の事故を原因とする場合に限ります。したがって、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始期前に生じている場合は、保険金・給付金のお支払いをすることができません。



傷病や不慮の事故が責任開始期前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始期以後の原因による ものとみなし、保険金・給付金の支払対象となります。

- ●責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合で、ご契約時にその傷病について告知があった場合
- ●責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合で、責任開始期前に医師の診察や検査等の結果で異常の指摘を受けたことがなく、その傷病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合
- ●責任開始日から2年経過後に入院を開始した場合

詐欺による取消しの場合

◇契約者の詐欺によりご契約を締結または復活したものと認められ、ご契約が取消しとなった場合、保険金・給付金のお支払いをすることができません。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

保険金・給付金の請求・お支払いについて

不法取得目的による無効の場合

◇ご契約締結の状況、ご契約成立後の保険金・給付金の請求の状況等から、契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的また は他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的でご契約を締結または復活したものと認められ、ご契約が無効とされた場合、 保険金・給付金のお支払いをすることができません。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

告知義務違反による解除の場合

◇故意または重大な過失により事実を告知しなかったり、告知していただいた内容が事実と相違していたため、告知義務違反によりご契約が解除された場合、保険金・給付金の支払事由に該当していても保険金・給付金のお支払いができないことがあります。 詳しくは「告知と告知義務」のページをご覧ください。

重大事由による解除の場合

- ◇次のような事由(重大事由)に該当しご契約が解除された場合、保険金・給付金のお支払いをすることができません。
 - ①契約者または死亡保険金受取人が、ご契約の保険金・給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
 - ②保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
 - ③他の保険契約との重複により入院給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ④契約者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
 - ⑤上記①~④の他、当社の契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする、上記①~④と同等の重大な事由があるとき
 - ※上記の事由が生じた後に、保険金・給付金の支払事由が生じたときは、保険金・給付金のお支払いをすることができません。 (上記④の事由のみ該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の受取人だけが該当したときは、保険金のうち、その 受取人にお支払いすることとなっていた保険金額を除いた金額を、他の受取人にお支払いします。)すでに保険金・給付金を お支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。
 - (*1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力 をいいます。
 - (*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

ご契約が失効した場合

◇保険料の払込みがなかったためご契約が失効した後に、保険金・給付金の支払事由が生じても、保険金・給付金のお支払いを することができません。

(お願いとお知らせ)

保障内容について

【保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例

〈高度障害保険金・災害高度障害保険金のお支払い(対象となる高度障害状態)〉

0	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合	
交通事故で両腕を肘の部分で切断した場合		交通事故で	で両腕が不自由になり、リハビリを続けている場合	
₩ 77 = 14				

解説

高度障害保険金・災害高度障害保険金は、責任開始期以後に生じた病気や不慮の事故等を直接の原因として、約款別表 10 に定める高度障害状態に該当したときにお支払いします。したがって、約款別表 10 に定める高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。リハビリなどにより回復の見込みがある場合は、高度障害状態に該当しないため、高度障害保険金・災害高度障害保険金をお支払いできません。

※高度障害保険金・災害高度障害保険金の支払対象となる状態は、身体障害者福祉法に定める障害状態等とは異なる場合が あります。

〈死亡保険金のお支払い(告知義務違反による解除)〉

0	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
には該当し	Eが高いため治療を受けたことがあるが、告知事項 しないため告知はせずに加入し、1年後に「高血圧」 する「脳卒中」で死亡した場合	て、正しく	【(責任開始期)前の「慢性 C 型肝炎」での通院につい 〈告知せずに加入し、1年後に「慢性 C 型肝炎」を原 肝臓ガン」で死亡した場合

解説

ご契約にあたっては、告知書でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態等について、事実をありのまま正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、責任開始日から2年を経過していても、死亡保険金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。

なお、深刻な病気で入院中であることを故意に告知しないなど、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。この場合、既に払込みいただいた保険料はお返ししません。

〈入院給付金のお支払い(責任開始期前の発病)〉

	0	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
Ι.	ご契約加 <i>入</i>)入院した	、(責任開始期)後に発病した「椎間板ヘルニア」によ 場合	ご契約加力により入門	

解説

疾病入院給付金・災害入院給付金は、責任開始期以後に生じたケガまたは病気を原因とする場合に支払対象となります。責任開始期前に生じたケガまたは病気を原因とする場合には、疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払いはできません。ただし、責任開始日から2年を経過して開始した入院については、責任開始期前に生じたケガまたは病気を原因とする場合でもお支払いすることがあります。

〈入院給付金のお支払い(支払対象となる入院)〉

0	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
急な吐血のため病院で受診したところ、医師に「検査および 治療のための入院が必要」と言われ、検査および治療を目的 として1泊2日の入院をした場合		健康診断のため、病院で1泊2日の人間ドックを受けた場合	
#説			

疾病入院給付金・災害入院給付金は、ケガまたは病気の治療を目的として入院したときにお支払いします。人間ドック検査など健康診断のために入院した場合には、お支払いできません。ただし、治療に先立つ検査のための入院は、治療を目的とする入院に含めて取扱い、疾病入院給付金・災害入院給付金をお支払いします。

〈入院給付金のお支払い(1回の入院の支払限度)〉

0	お支払いできる場合	×	一部お支払いできない場合
「脳梗塞」で40日間入院した場合		「脳梗塞」で 100 日間入院した場合 ※ 60 日分はお支払いします。	
Million Milli			

疾病入院給付金、災害入院給付金それぞれにつき、1回の入院のお支払いは支払限度である60日までとなります。60日を超える入院については疾病入院給付金・災害入院給付金をお支払いしません。

〈入院給付金のお支払い(2回以上入院した場合)〉

0	お支払いできる場合	×	一部お支払いできない場合
「脳梗塞」で40日間入院し、退院日から200日後に「脳梗塞」で30日間再入院した場合		30日間再	で40日間入院し、退院日から50日後に「脳梗塞」で 入院した場合 はお支払いします。
4の三分			

解説

疾病入院給付金は、病気で2回以上の入院をした場合、直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。(異なる病気であっても1回の入院とみなします。)1回の入院の疾病入院給付金の支払限度は60日のため、合算して60日を超えた入院については疾病入院給付金をお支払いしません。災害入院給付金についても同様の取扱いとなります。

〈ガン治療給付金のお支払い〉

0	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
「胃ガン」(悪性新生物)で入院しガン治療給付金が支払われた 2年後に、大腸への転移が発覚し、治療のために入院した場合。			悪性新生物)で入院しガン治療給付金が支払われた に、大腸への転移が発覚し、治療のために入院し
	解説		

2回目以降のガン治療給付金は、前回のガン治療給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日 以後に、悪性新生物の治療を目的として入院したときにお支払いします。したがって、1年以内に悪性新生物の治療を目的 として入院してもお支払いできません。

〈ガン治療給付金のお支払い〉

0	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
「肺ガン」(悪性新生物)と診断確定され抗がん剤治療を受ける ために検査入院し、治療は通院で行った場合。		「肺ガン」(悪性新生物)と診断確定され一度も入院せずに通院 のみで抗がん剤治療を行った場合	

ガン治療給付金は治療内容にかかわらず、悪性新生物の治療を目的として入院したときにお支払いします。したがって、一度も入院することなくすべて通院による抗がん剤治療を行った場合にはお支払いできません。通院で行う抗がん剤治療の場合でも、抗がん剤治療を行うための検査入院を1日でもした場合には、治療のための入院とみなしてガン治療給付金をお支払いします。

〈災害通院給付金のお支払い〉

(火告週が前り並のの文仏が)			
0	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
「交通事故による骨折」で入院し、退院してから1週間後にその治療のために通院した場合		「肺炎」で入院し、退院してから1週間後にその治療のために 通院した場合	
Mili Mili Mili Mili Mili Mili Mili Mili			

災害通院給付金は、災害入院給付金が支払われる入院をした後、入院の原因と同一のケガの治療を目的とした通院に対して お支払いします。疾病入院給付金が支払われる入院をした後の通院についてはお支払いする給付金はありません。

【保険金・給付金の請求に関して訴訟になった場合

保険金・給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社または保険金・給付金の受取人の住所地を管轄する高等裁判所(本 庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

|無入院給付金の受取方法について

無入院給付金の受取方法の選択(2024年4月現在)

- ◇無入院給付金には次のいずれかの受取方法があります。保険契約の申込みの際に、ご希望の受取方法を指定してください。
 - ○現金で受け取る(ご指定の口座へ無入院給付金額を振り込みます。)
 - ○楽天ポイントで受け取る(無入院給付金額で、当社が契約者に代わって直接楽天グループ株式会社から楽天ポイントを購入 します。購入した楽天ポイントは、楽天グループ株式会社から契約者に付与されます。)
- ◇無入院給付金の受取方法は保険期間中いつでもマイページから変更することができます。



- ●無入院給付金が支払われた後に、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払事由に該当していたこと、 または保険金の支払事由に該当し保険契約が消滅することが判明した場合には、お支払いする金額か ら無入院給付金額を差し引きます。
- ●契約年齢または更新年齢が50歳以上(第3年齢層、第4年齢層、第5年齢層)の男性の場合、無入院給付金はありません。
- ●無入院給付金を受け取った後に、受取方法の変更をすることはできませんのでご注意ください。
- ●無入院給付金の支払時点において契約者が楽天会員ではない場合には、無入院給付金を楽天ポイントで受け取ることはできません。

楽天ポイントでの受け取りについて

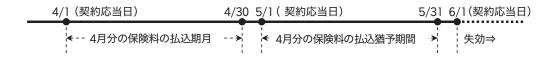
- ◇楽天ポイントは、楽天グループ株式会社が運営する楽天会員のための制度です。当社は、楽天グループの生命保険会社として、 楽天会員の方に楽天ポイントを有効活用いただけるよう、無入院給付金を楽天ポイントで受け取ることができるサービスをお 取扱いします。(当社は楽天ポイントの購入を代行するサービスを提供するもので、当社が楽天ポイントを付与するものでは ありません。)
- ◇楽天ポイントでの受け取りを義務付けるものではありません。契約者はご自身の都合に合わせ自由に受取方法を選択できます。 また、受取方法は保険期間中何度でも変更できます。
- ◇楽天ポイントでの受け取りを選択された場合、以下の事項についてご注意ください。
 - ・このサービスにより受け取る楽天ポイントには有効期限があり、<u>付与されてから6ヵ月で失効します。</u>お買い物等で獲得した楽天ポイントの有効期限とは取扱いが異なりますのでご注意ください。
 - ・受け取った楽天ポイントを現金、電子マネー等に交換することはできません。
- ◇無入院給付金と楽天ポイントの交換比率は1ポイント=1円です。無入院給付金額に相当するポイントを購入するため、過不 足が生じることはありません。(契約者に追加の負担をお願いすることや、無入院給付金額の一部を現金で契約者に返還する ことはありません。)
- ◇楽天グループ株式会社が楽天ポイントを廃止した場合、楽天グループ株式会社が楽天ポイントの販売の取扱いを中止した場合 など、このサービスを提供することが不可能な事態が生じた場合には、このサービスを中止します。

【保険料の払込方法

- ◇保険料の払込方法(回数)は月払です。
- ◇第2回以降の保険料の払込方法(経路)には次のいずれかの方法があります。保険料領収証は発行しません。
 - ○クレジットカードによりお支払いいただきます。毎月の保険料の請求はクレジットカード会社より行います。(クレジットカード扱)
 - ○契約者が指定した口座(当社が提携している金融機関等の口座に限ります。)から、毎月振替日に自動的に当社に払込まれます。(口座振替扱)
 - ※クレジットカード扱の場合、保険料の払込みに楽天ポイントを利用できる場合があります。詳しくは当社ホームページのポイントのルールと規約をご確認ください。

【保険料の払込猶予期間と失効

- ◇第2回以後の保険料は払込期月内(月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで)に払込んでください。保険料は毎払込期月の契約応当日から次の契約応当日の前日までの期間に充当されます。
- ◇払込期月内に払込みがない場合のために払込猶予期間を設けています。払込期月の翌月1日から末日までが払込猶予期間です。
- ◇払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、払込猶予期間満了日の翌日からご契約は効力を失います。(失効)

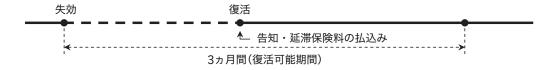




預金残高不足等の理由で、払込期月に口座振替ができなかった場合には、翌月の振替日に2ヵ月分を請求します。2ヵ月連続して振替ができなかった場合で月末までに前月分の保険料の払込みがないとご契約は失効しますので、2ヵ月連続して振替できなかった場合には至急当社までご連絡ください。

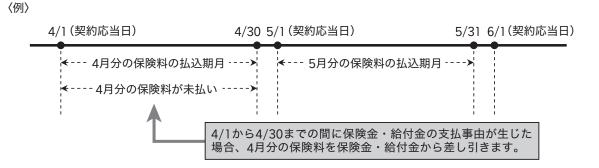
ご契約の復活

- ◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から3ヵ月以内であれば、当社の定める手続き(復活請求書の提出、告知、延滞保険料の払込み等)をとっていただいたうえ、当社が承諾した場合、ご契約を復活させることができます。健康状態等によっては復活できない場合もあります。
- ◇復活を承諾した場合、当社は、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約上の責任を開始 します。復活時の責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合や、復活時の責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保 険金・給付金のお支払いができないことがあります。



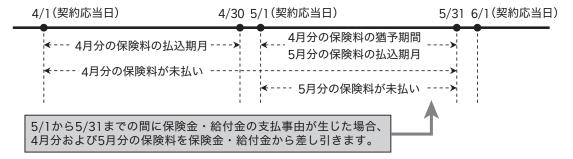
▋保険金・給付金をお支払いする際の保険料の清算

◇保険金・給付金の支払事由が生じた場合で、保険金・給付金の支払事由が生じた日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていないときは、保険金・給付金からその未払込みの保険料を差し引きます。ただし、無入院給付金から未払込みの保険料を差し引くことはありません。



◇猶予期間中の契約応当日以降に保険金・給付金の支払事由が生じた場合には、保険金・給付金から2ヵ月分の保険料を差し引きます。

〈例〉



【保険料の払込みが困難になったとき

- ◇保険料の払込みが困難になったときでも、口数を減らすこと(減口)により、保険料の負担を軽くすることができます。
- ◇減口は、1口以上でお取扱いします。

▮解約と払戻金

- ◇契約者は将来に向かっていつでも保険契約を解約することができます。保険契約を解約すると、保険契約の効力は消滅します。
- ◇この保険には保険期間を通じて解約時の払戻金はありません。
- ◇ご契約の際には、解約時に払戻金がないことを了解いただいたうえで申込みください。

【ご契約の更新

- ◇保険契約は、保険期間満了日の2週間前までに契約者から更新しない旨のお申出がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が65歳をこえるときは更新されません。
- ◇更新後の保障内容は、更新年齢の属する年齢層の保障内容となります。
- ◇更新した場合でも保険料は変わりません(2024年4月現在)。ただし、更新後の保険料は更新日の保険料率により計算されるため、更新時に変更されることがあります。
- ◇更新後の口数は、更新前の口数と同一です。
- ◇疾病入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、ガン治療給付金の支払限度については、更新前後を継続した保険期間と みなして適用します。



- ●更新により属する年齢層が変更された場合、保険金・給付金の保障額が減額されることや、給付金が なくなる場合があります。
- ●入院中、通院期間中に保険契約が更新され、年齢層が変わった場合には、更新日以後の入院、通院については更新後の年齢層における給付金額をお支払いします。
- ●この保険契約の更新時にこの保険契約を取扱っていないときは、保険契約は更新されません。

各種変更手続き

次のようなときはお知らせください。

変更等	手続き
死亡保険金受取人の変更	
改姓・改名	
指定代理請求人の変更	お電話にて承ります。
住所・電話番号の変更	楽天保険の総合窓口までご連絡ください。 0120-977-010 (無料)
保険料払込方法の変更	受付時間 9:00~18:00 年末年始を除く
保険証券の紛失・再発行	※当社委託先が承ります。
減口	
楽天会員を退会したとき	
無入院給付金の受取方法の変更	当社ホームページにて承ります。
Eメールアドレスの変更	当社ホームページからマイページにログインして変更手続きをお願いします。



- ●ご契約に関する照会やご連絡の際には、お手元に保険証券をご用意いただき、「証券番号」「契約者の住所、電話番号、お名前」「被保険者のお名前」をお知らせください。(保険証券不発行特約を付加している場合は、契約者様専用サイト(マイページ)でご確認ください。)
- ●当社からの重要なご案内を確実に行えるよう、住所や E メールアドレス等を変更された場合には、必ず変更手続きをしていただきますようお願いします。

【死亡保険金受取人の変更

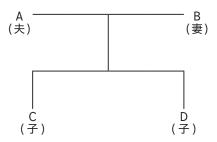
死亡保険金受取人の変更

- ◇契約者は死亡保険金・災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険 金受取人を変更する場合には、当社へ通知してください。
- ◇当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または災害死亡保険金の請求を受けても、死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡した場合

- ◇死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかにご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ◇死亡保険金受取人が死亡した時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法 定相続人が死亡保険金受取人となります。死亡保険金受取人が2人以上いる場合は、死亡保険金または災害死亡保険金の受取 割合は均等とします。

〈例〉



契約者・被保険者:A さん 死亡保険金受取人:B さん

Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人になります。その後、Aさん(契約者・被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金または災害死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。



保険事故の発生形態によって、様々な場合が生じることがありますので、楽天保険の総合窓口までご連絡 ください。

【生命保険と税金

生命保険料控除

- ◇保険金・給付金の受取人が契約者ご本人かまたはその配偶者その他の親族であるご契約の場合、1月から12月までに払込ん だ保険料(年間正味払込保険料)は、所得税・住民税の課税対象となる所得から控除され、税金の負担が軽減されます。
- ◇生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、この証明書を年末 調整や確定申告の際に、所定の申告書に添付して控除を受けてください。

〈所得税の生命保険料控除〉

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、合わせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,001 円以上40,000 円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,001 円以上80,000 円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,001 円以上のとき	一律40,000円

〈住民税の生命保険料控除〉

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、合わせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,001 円以上32,000 円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,001 円以上56,000 円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,001 円以上のとき	一律28,000円

死亡保険金等の課税取扱い

◇死亡保険金・災害死亡保険金にかかる税金は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

ご契約内容		ご契約例	税の種類	
と大学が存	契約者	被保険者	受取人	仇の怪類
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
关約4000000000000000000000000000000000000	夫	夫	子	
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税
文収入が突割有日昇の場合	夫	子	夫	(一時所得)
初始本 神原除本 英町上がるわなわ用わて担合	夫	妻	子	IH 上 44
製約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合 	夫	子	妻	· 贈与税

生命保険金の非課税扱い

◇契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金等の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金等(ご契約が2件以上の場合は合計します。)に対して相続税法上一定の金額が非課税扱いとなることがあります。

給付金等の非課税扱い

◇給付金、高度障害保険金、災害高度障害保険金は、受取人が被保険者の場合、全額非課税となります。

税務のお取扱いについては、2024年4月現在の税制にもとづくものであり、今後、変更になることがあります。個別の 税務のお取扱いについては、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

●約 款

総合保障保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 責任開始期

2. 保険契約の更新および保険期間

第2条 保険契約の更新

第3条 保険期間

3. 保険契約者

第4条 保険契約者

4. 保障内容

第5条 保障内容

5. 給付金および保険金の支払

第6条 給付金および保険金の支払

第7条 給付金の支払に関する補則

第8条 保険金の支払に関する補則

第9条 入院給付金および災害通院給付金の支払限度

第10条 給付金等の請求

第11条 給付金等の支払時期および支払場所

第12条 無入院給付金の支払時期および支払場所

6. 保険料の払込

第13条 保険料の払込

第14条 保険料の払込方法〈経路〉

7. 猶予期間および保険契約の失効

第15条 猶予期間および保険契約の失効

第16条 猶予期間中に保険事故が生じた場合

8. 保険契約の復活

第17条 保険契約の復活

9. 保険契約の取消、無効および解除

第18条 詐欺による取消

第19条 不法取得目的による無効

第20条 告知義務

第21条 告知義務違反による解除

第22条 保険契約を解除できない場合

第23条 重大事由による解除

10. 解約および払戻金

第24条 解約

第25条 払戻金

11. 契約内容の変更

第26条 口数の減口

12. 死亡保険金受取人の変更等

第27条 死亡保険金受取人の変更

第28条 死亡保険金受取人の代表者

第29条 保険契約者の住所の変更

13. 被保険者の職業、転居および旅行

第30条 被保険者の職業、転居および旅行

14. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第31条 年齢の計算

第32条 契約年齢および性別の誤りの処理

15. 契約者配当

第33条 契約者配当

16. 時効

第34条 時効

17. 管轄裁判所

第35条 管轄裁判所

18. (削除)

第36条 (削除)

19. インターネットによる申込に関する特則

第37条 インターネットによる申込に関する特則

総合保障保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が保険期間中に、病気またはケガの治療を目的として入院または通院した場合に所定の給付金を、死亡または高度障害状態に該当した場合に所定の保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 責任開始期

(責任開始期)

- 第1条 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期とし、この時から保険契約上の責任を負います。
- 2. 前項の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。
- 3. 責任開始期から契約日の前日までの間に、給付金または保険金の支払事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金または保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- 4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名
 - (3)被保険者の氏名および契約時の年齢
 - (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称
 - (5) 口数
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金および給付金の額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

2. 保険契約の更新および保険期間

(保険契約の更新)

- 第2条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が保険期間満了の日の2週間前までに保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、保険契約(保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている保険契約に限ります。)は、保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後の保険契約(以下、本条において「更新後契約」といいます。)の更新日における被保険者の年齢(以下、「更新年齢」といいます。)が65歳をこえる場合
 - (2) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
- 3. 更新後契約の口数は、更新前の保険契約(以下、本条において「更新前契約」といいます。)の口数と同一とします。
- 4. 更新後契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 5. 更新後契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第13条(保険料の払込)、第14条(保険料の払込方法〈経路〉)、第15条(猶予期間および保険契約の失効)および第16条(猶予期間中に保険事故が生じた場合)の規定を準用します。
- 6. 猶予期間内に前項の保険料の払込がないときは、更新はなかったものとし、保険契約は、更新前契約の保険期間満了の日にさかのぼって消滅するものとします。
- 7. 本条の規定によりこの保険契約が更新された場合には、第1条(責任開始期)、第6条(給付金および保険金の支払)、第7条(給付金の支払に関する補則)、第9条(入院給付金および災害通院給付金の支払限度)、第21条(告知義務違反による解除)および第22条(保険契約を解除できない場合)の適用に際しては、更新前契約の保険期間と更新後契約の保険期間を継続した保険期間とみなします。ただし、無入院給付金の支払事由に関する保険期間については、更新前契約と更新後契約とで継続した保険期間とはみなしません。
- 8. この保険契約が更新されたときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合に、保険証券は発行しません。
- 9. 更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、更新時に取り扱っている会社所定の同種の保険種類により

更新されることがあります。

(保険期間)

第3条 この保険契約の保険期間は、契約日および更新日からその日を含めて1年とします。

3. 保険契約者

(保険契約者)

第4条 この保険契約は、保険契約者と被保険者が同一人であることを要します。

4. 保障内容

(保障内容)

第5条 この保険契約は、次のとおり契約年齢または更新年齢の属する年齢層ごとに1口当たりの保障内容を定めます。保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める範囲内で口数を指定してください。 (1口当たりの保障内容)

契約年齢または更新年齢	20歳~39歳	40歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~64歳
年齢層	第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層
疾病入院給付金日額	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円
災害入院給付金日額	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円
災害通院給付金日額	2,000円	2,000円	2,000円	_	_
ガン治療給付金額	20万円	15万円	12万円	8万円	7.5万円
無入院給付金額(男性)	6,000円	3,500円	_	_	_
無入院給付金額(女性)	5,000円	4,000円	3,000円	2,500円	2,500円
死亡保険金額	100万円	75万円	50万円	30万円	15万円
災害死亡保険金額	200万円	150万円	100万円	60万円	30万円

5. 給付金および保険金の支払

(給付金および保険金の支払)

第6条 この保険契約において支払う給付金および保険金は次のとおりです。

給付金 および 保険金 の種類	給付金および保険金を支払う場合(以下、 「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金および保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
1 疾病入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表2に定める入院(以下、「入院」といいます。)をしたとき。ただし、災害入院給付金が支払われる場合は支払いません。 ①責任開始期(復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に生じた病気(別表2に定める異常分娩を含みます。以下同じ。)またはケガを直接の原因とする入院 ②治療を目的とする別表2に定める病院または診療所(以下、「病院または診療所)以下、「病院または診療所」といいます。)における入院	入院 1 回につき、 疾病入院給付金日額 ×入院日数	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存
(2) 災害入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始期以後に生じた別表3に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)を直接の原因とする入院 ②不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③治療を直接の目的とする病院または診療所における入院	入院 1 回につき、 災害入院給付金日額 ×入院日数	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(3) 災害通院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表2に定める通院(以下、「通院」といいます。)をしたとき①災害入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下、「通院期間」といいます。)における通院②①の入院と同一の原因を直接の原因とする通院 ③治療を目的とする通院	1回の入院のその通院につき、 災害通院給付金日額 ※通院日数	被保険者	_

給付金 および 保険金 の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(4) ガン治療給付金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。ただし、ガン治療給付金が支払われたことがある場合は、直前に支払われたガン治療給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後の入院であることを要します。 ①責任開始期以後に診断確定された別表18に定める悪性新生物(以下、「悪性新生物」といいます。)を直接の原因とする入院 ②悪性新生物の治療を目的とする病院または診療所における入院	ガン治療給付金額	被保険者	
(5) 無入院給付金	被保険者が、保険期間満了時に生存し、かつ保険期間中に次のすべてに該当するとき ①疾病入院給付金が支払われる入院がなかったとき ②災害入院給付金が支払われる入院がなかったとき	無入院給付金額	保険契約者	_
(6) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合は支払いません。	死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ②死亡保険金受取人の故意
7 高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた病気またはケガを直接の原因として保険期間中に別表10に定める高度障害状態(以下、「高度障害状態」といいます。)に該当したとき。ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合は支払いません。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった病気またはケガと因果関係のない病気またはケガと因果関係のない病気またはケガと因果関係のない病気またはケガと因果関係のない病気またはケガと因果関係のない病気またはケガと因果関係のない病気またはケガに限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡保険金額	被保険者	被保険者の故意により支払事由に該当したとき

給付金 および 保険金 の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
8 災害死亡保険金	被保険者が次のいずれかを直接の原因として保険期間中に死亡したとき ①責任開始期以後に生じた不慮の事故(ただし、不慮の事故が生じた日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。) ②責任開始期以後に発病した別表6に定める感染症(以下、「感染症」といいます。)	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①被保険者の故意または重大な過失 ②死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
9災害高度障害保険金	被保険者が次のいずれかを直接の原因として保険期間中に高度障害状態に該当したときこの場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の原因による障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 ①責任開始期以後に生じた不慮の事故(ただし、不慮の事故が生じた日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合に限ります。) ②責任開始期以後に発病した感染症	災害死亡保険金額	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 2. 前項において、悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により、医師の資格を持つ者によりなされることを要します。 ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合においても、会社が認めたその他の方法で診断が確定された場合には、その診断確定も認めます。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、戦争その他の変乱により、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うか、または支払わないことがあります。ただし、支払額が責任準備金を下まわることはありません。
- 4. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかにより、給付金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、給付金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を削減して支払うか、または支払わないことがあります。ただし、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払額が責任準備金を下まわることはありません。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき

(給付金の支払に関する補則)

- 第7条 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、原因の如何を問わず1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 2. 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、原因の如何を問わず1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した

- 入院については新たな入院とみなします。
- 3. 被保険者が同一の日に複数の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当した場合でも、疾病入院給付金または災害入院給付金を重複して支払いません。
- 4. 災害入院給付金の支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当しない入院を開始し、災害入院給付金の支払われる入院の終了後にその入院を継続した場合は、災害入院給付金の支払事由に該当する入院の最終日の翌日を退院日とみなして災害通院給付金の支払に関する規定を適用します。
- 5. 次のいずれかに該当する場合には災害通院給付金は重複して支払いません。
 - (1)被保険者が同一の日に2回以上通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなします。)
 - (2)被保険者が2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 6. 被保険者が疾病入院給付金または災害入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、災害通院給付金は支払いません。
- 7. 被保険者が、災害入院給付金が支払われる入院を2回以上した場合で、本条の規定により1回の入院とみなされる入院にかかわる通院については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 最終の入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日の前日までの間の通院については通院期間中の通院とみなします。
- 8. 疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院中に次の各号に該当した場合には、保険期間の満了時または保険契約の消滅時を含んで継続している入院およびその入院の退院後の通院期間中の通院は、保険期間中の入院または通院とみなして、疾病入院給付金、災害入院給付金および災害通院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 保険期間が満了した場合
 - (2) 支払事由が発生したため保険契約が消滅した場合
- 9. 通院期間中に次の各号に該当した場合には、保険期間の満了時または保険契約の消滅時を含んで継続しているその通院期間 内の通院は、保険期間中の通院とみなして、災害通院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 保険期間が満了した場合
 - (2) 支払事由が発生したため保険契約が消滅した場合
- 10. 被保険者の入院中または通院期間中に口数が変更された場合には、疾病入院給付金、災害入院給付金および災害通院給付金の支払額は、各日現在の口数に応じて計算します。
- 11. 被保険者の入院中または通院期間中に保険契約が更新され、属する年齢層が変更された場合には、疾病入院給付金、災害入院給付金および災害通院給付金の支払額は、各日現在における年齢層による保障内容に応じて計算します。
- 12. 第9条(入院給付金および災害通院給付金の支払限度)に定める災害入院給付金の通算支払限度に達したことのみをもって、災害入院給付金が支払われない入院は、災害入院給付金が支払われる入院とみなして、災害通院給付金の支払に関する規定を適用します。
- 13. 被保険者が責任開始期前に生じた病気またはケガを直接の原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 14. 前条第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が責任開始期前に生じた病気またはケガ(以下、本項において「病気等」といいます。)を直接の原因として、責任開始期以後に疾病入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、ガン治療給付金、高度障害保険金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金(以下、本項において「入院給付金等」といいます。)の支払事由に該当した場合は、次のとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその病気等に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で入院給付金等を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その病気等に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その病気等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、検査(健康診断、人間ドックを含みます。)において異常の指摘を受けたことがない場合には、入院給付金等を支払います。ただし、その病気等による症状について、被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 15. 無入院給付金が支払われた後に、その支払われた無入院給付金の対象となる保険期間中に、次のいずれかに該当する場合には、支払われるべき金額から無入院給付金額を差し引いて支払います。この場合、疾病入院給付金または災害入院給付金の合計額が無入院給付金額に不足するときは、保険契約者はその不足する金額を会社に返還することを要します。
 - (1)疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由が生じ、疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われるとき
 - (2) 死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じ、死亡保険金、高度障害保 険金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金が支払われるとき

(保険金の支払に関する補則)

第8条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金または災害死亡保険金を支払います。

- 2. 死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、または災害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失(災害死亡保険金の場合に限ります)により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金または災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、その一部を免責とし、死亡保険金または災害死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 3. 保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことが明らかでないために、高度障害保険金または災害 高度障害保険金の支払事由に該当しない場合で、保険期間満了後も引続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がない ことが明らかになったときは、会社は、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして、高度障害保険金または 災害高度障害保険金を支払います。
- 4. 高度障害保険金または災害高度障害保険金を支払う前に死亡保険金または災害死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金または災害死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金または災害高度障害保険金を支払いません。
- 5. 高度障害保険金または災害高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金または災害死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 6. 第6条(給付金および保険金の支払)第1項に定める免責事由に該当したことにより死亡保険金または災害死亡保険金が支払われない場合で、責任準備金があるときは、会社は、責任準備金(第2項に該当する場合には、支払われない保険金部分と同じ割合の責任準備金)を保険契約者に支払います。
- 7. 高度障害保険金または災害高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

(入院給付金および災害通院給付金の支払限度)

第9条 疾病入院給付金、災害入院給付金および災害通院給付金の支払限度は次のとおりです。

- (1)疾病入院給付金および災害入院給付金
 - ① 1 回の入院(第7条(給付金の支払に関する補則)の規定により 1 回の入院とみなされる場合を含みます。以下同じ。) の支払限度は、それぞれにつき支払日数60日とします。
 - ②通算支払限度は、それぞれにつき支払日数1,095日とします。
- (2) 災害通院給付金
 - ①1回の入院のその通院についての支払限度は、支払日数30日とします。
 - ②通算支払限度は、支払日数1,095日とします。

(給付金等の請求)

- 第10条 疾病入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、ガン治療給付金、死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金 または災害高度障害保険金(以下、「給付金等」といいます。)の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生 じた給付金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2. 支払事由が生じた給付金等の受取人は、遅滞なく必要書類(別表1)を提出して、その給付金等を請求してください。

(給付金等の支払時期および支払場所)

- **第11条** 給付金等は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 2. 給付金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等請求時までに会社に 提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を 含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着 した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。この場合、会社は給付金等の請求をした者にその旨を通知し ます。
 - (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 給付金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合 給付金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第23条(重大事由による解除)第1項第5号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約 者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金 等請求時までにおける事実

- 3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。この場合、会社は給付金等の請求をした者にその旨を通知します。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 - (6)前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- 4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または給付金等の受取人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。

(無入院給付金の支払時期および支払場所)

- 第12条 無入院給付金は、保険期間満了日の翌営業日、またはその無入院給付金の対象となる保険期間中の最終の払込期月の保険料が払い込まれたことを会社が確認した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 2. 前項の規定にかかわらず、会社が必要と認めた場合、会社は必要書類(別表 1)の提出を求めることがあります。この場合、 前2条の規定を準用します。

6. 保険料の払込

(保険料の払込)

第13条 保険料の払込方法〈回数〉は月払です。

- 2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第14条(保険料の払込方法〈経路〉)第1項に定める払込方法に従い、月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日までの期間(以下、「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。
- 3. 前項で払い込むべき保険料は、その払込期月の月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
- 4. 第2項の保険料が、月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に払い戻します。
- 5. 第2項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、 その支払うべき給付金等から未払込保険料を差し引きます。
- 6. 次のいずれかに該当する場合には、保険契約者は、第15条(猶予期間および保険契約の失効)第1項に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金等または無入院給付金を支払いません。
 - (1)給付金等が前項の未払込保険料に不足する場合
 - (2) 第2項の保険料が払い込まれないまま、無入院給付金の支払事由が生じた場合

(保険料の払込方法 (経路))

- 第14条 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)の口座振替による方法とします。
- 2. 保険料は、払込期月中の会社の定めた日(以下、「振替日」といいます。)に、保険契約者が指定する提携金融機関の口座(以下、「指定口座」といいます。)から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより、会社に払い込まれるものとします。

ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

- 3. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 4. 第2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、会社が指定した経路により、保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことができます。
- 5. 前項の保険料の払込がなかった場合には、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。
- 6. 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、第15条(猶予期間および保険契約の失効)第1項に定める猶予期間内に、会社が指定した経路により、払込期月の過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 7. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
- 8. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、 保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更してください。
- 9. 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ 保険契約者に通知します。
- 10. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 11. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

7. 猶予期間および保険契約の失効

(猶予期間および保険契約の失効)

第15条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

(猶予期間中に保険事故が生じた場合)

第16条 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金等から未払込保険料を差し引きます。

2. 前項の場合、第13条(保険料の払込)第6項の規定を準用します。

8. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第17条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3カ月以内であれば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

- 2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類(別表 1) を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- 3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4. 会社は、延滞保険料を受け取った時から、復活後の保険契約上の責任を負います。ただし、延滞保険料相当額を受け取った後に本条の復活を承諾した場合は、延滞保険料相当額を受け取った時(告知前に受け取った場合には、告知の時)からとします。
- 5. 保険契約を復活した場合には、保険証券を発行しません。

9. 保険契約の取消、無効および解除

(詐欺による取消)

第18条 保険契約者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第19条 保険契約者が給付金等もしくは無入院給付金を不法に取得する目的または他人に給付金等もしくは無入院給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻

しません。

(告知義務)

第20条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、被保険者は、その書面により告知してください。

(告知義務違反による解除)

- **第21条** 前条の規定により会社が告知を求めた事項について、被保険者が、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
- 2. 会社は、給付金等または無入院給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金等または無入院給付金を支払いません。もし、すでに給付金等または無入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 3. 前項の規定にかかわらず、給付金等または無入院給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または給付金等または無入院給付金の受取人が証明したときは、給付金等または無入院給付金を支払います。
- 4. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、保険金の受取人に通知します。

(保険契約を解除できない場合)

第22条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2)会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、被保険者が第20条(告知義務)に規定する告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、被保険者に対し第20条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 保険契約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事実を知った日(正当な理由により解除の通知ができない場合には、その通知ができる日)からその日を含めて1カ月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて保険契約が有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて給付金等の支払事由が生じていた場合を除きます。
- 2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、被保険者が、第20条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第23条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- (1) 死亡保険金受取人が、死亡保険金または災害死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 保険契約者が、この保険契約の給付金等(死亡保険金または災害死亡保険金を除きます。)もしくは無入院給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (3) この保険契約の給付金等または無入院給付金の請求に関し、給付金等または無入院給付金の受取人に詐欺行為(未遂を 含みます。)があった場合
- (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (5) 保険契約者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (6) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した 保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または死亡保険金受取人に対す る信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2. 会社は、給付金等または無入院給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金等または無入院給付金(前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。)は支払いません。もし、すでに給付金等または無入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、第21条(告知義務違反による解除)第4項の規定を準用します。

10. 解約および払戻金

(解約)

第24条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(払戻金)

第25条 この保険契約には、第8条(保険金の支払に関する補則)第6項の規定により責任準備金を支払う場合を除き、解約その他により保険契約が消滅した場合の払戻金はありません。

11. 契約内容の変更

(口数の減口)

第26条 保険契約者は、1口単位で口数を減口することができます。ただし、減口後の口数は1口以上であることを要します。

- 2. 保険契約者が本条の減口を請求するときは、必要書類(別表 1) を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- 3. 口数を減口したときは、減口部分は解約したものとして取り扱います。

12. 死亡保険金受取人の変更等

(死亡保険金受取人の変更)

第27条 保険契約者は、死亡保険金または災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡保険金 受取人を変更することができます。

- 2. 保険契約者が本条の変更をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。
- 4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または災害死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または災害死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5. 死亡保険金受取人が死亡保険金または災害死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により 死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 7. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(死亡保険金受取人の代表者)

第28条 死亡保険金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその住所もしくは居所が不明であるときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

(保険契約者の住所の変更)

第29条 保険契約者が住所(通信先を含みます。以下、本条において同じ。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、 通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

13. 被保険者の職業、転居および旅行

(被保険者の職業、転居および旅行)

第30条 被保険者が保険契約の継続中にどのような職業に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、または保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。ただし、第23条(重大事由による解除)第1項第5号の規定により保険契約を解除する場合には、本条の規定は適用しません。

14. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第31条 被保険者の契約年齢は契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第32条 保険契約の申込の際、被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。
- 2. 保険契約の申込の際、被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。

15. 契約者配当

(契約者配当)

第33条 この保険契約に対する契約者配当はありません。

16. 時効

(時効)

第34条 給付金等または無入院給付金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には 消滅します。

17. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第35条 この保険契約における給付金等または無入院給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金等または 無入院給付金の受取人(給付金等または無入院給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を 管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

18. (削除)

第36条 (削除)

19. インターネットによる申込に関する特則

(インターネットによる申込に関する特則)

- 第37条 保険契約者(保険契約者となる者を含みます。以下、同じとします。)が、インターネット(電子通信機器による電気 通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下、同じとします。)を媒介として保険契約の申込を行う場合 には、この特則を適用します。
- 2. この特則を適用した場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、インターネット上に会社が設けた申込画面(以下、「申込画面」といいます。)において申込に係る所要

事項を入力(音声識別機能によるものを含みます。以下、同じとします。)し、インターネットを媒介として、会社に送信することにより、保険契約の申込を行うものとします。

(2) 第20条(告知義務)を次のとおり読み替えます。

「保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち申込画面で会社が告知を求めた事項について、保険契約者は、その申込画面に入力して、インターネットを媒介として、会社に送信することにより告知してください。」

(3) 会社は、保険契約者により入力された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとします。

(備考)

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

2. 治療を目的とする通院

治療措置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみのための通院などは、「治療を目的とする通院」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F13.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者と受取人が同一人である保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、あらかじめ指定された所定の代理人が請求することができることを 主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下、「被保険者」といいます。)の同意を得て、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の対象となる保険金等)

- **第2条** この特約の対象となる保険金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付(保険料の払込の免除を含みます。以下、「保険金等」といいます。)は、この特約が付加された主契約および主契約に付加されている特約(以下、「各特約」といいます。)の保険金等のうち、次のとおりとします。
 - (1)被保険者と受取人が同一人である保険金等
 - (2)被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

(保険金等の代理請求)

- **第3条** 保険契約者は被保険者の同意を得て次の各号の範囲内であらかじめ1人の者(以下、「指定代理請求人」といいます。) を指定してください。ただし、保険金等の受取人(保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。)が法人である場合を除きます。
 - (1)被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2)被保険者の3親等内の親族
 - (3) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ①被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - ②被保険者の療養看護に努め、または、被保険者の財産管理を行っている者
 - ③その他前①および②に掲げる者と同等の者
- 2. 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号に定める特別な事情(以下、「特別な事情」)といいます。)があるときは、指定代理請求人は必要書類(別表 1)および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等を請求することができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 3. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第1項の範囲内の者であることを要します。
- 4. 第2項の規定により、会社が指定代理請求人に保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の受取人からその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5. 故意に保険金等の支払事由(保険料の払込の免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第2項第1号または第3号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(指定代理請求人が保険金等を請求できない場合)

- 第4条 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、かつ、指定代理請求人が次の各号のいずれかに該当するときは、第2項に定める者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表 1)および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 指定代理請求人が死亡しているとき
 - (2) 指定代理請求人が請求時に前条第1項に定める範囲外であるとき
 - (3) 指定代理請求人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
 - (4) 前条第5項に該当するとき
- 2. 次の者を代理請求人とします。

- (1)請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約または各特約の死亡保険金受取人
- (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (4) 前3号に該当する者がいない場合または前3号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、前3号に該当する者と同等の保険金等を請求すべき適当な理由がある者として会社が認めた者
- 3. 前項の場合、前項第1号に該当する死亡保険金受取人が2人以上のときには、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 4. 第1項の規定により、会社が代理請求人に保険金等を支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5. 故意に保険金等の支払事由(保険料の払込の免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を前条 第2項第1号または第3号に定める状態に該当させた者は、代理請求人としての取扱を受けることができません。

(保険金等の請求、支払時期および支払場所)

第5条 保険金等の代理請求については、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の保険金等の請求、支払時期 および支払場所に関する規定を準用します。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)

第6条 この特約が付加されている場合には、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款または各特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または代理請求人に通知します。

(特約保険料の払込)

第7条 この特約は保険料の払込を要しません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

(特約の解約)

第10条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅)

第11条 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

(特約の払戻金)

第12条 この特約には、解約その他により特約が消滅した場合の払戻金はありません。

(契約者配当)

第13条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(指定代理請求人の変更)

第14条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

- 2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

4. 第1項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。 ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定 代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(主約款の代理請求に関する規定の不適用)

第15条 この特約が付加されている場合、主約款または各特約の特約条項中、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に関する規定は適用しません。

(主約款の準用)

第16条 この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約を付加する場合の特則)

- **第17条** 主契約の責任開始期以後においても、被保険者の同意を得て、保険契約者から申出があり、会社が承諾した場合には、 この特約を締結します。
- 2. この特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

保険料クレジットカード支払特約

(特約の適用)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード(以下、「指定カード」といいます。)により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2. 前項の指定カードは、指定カードの名義人が、会社の指定するクレジットカード発行会社(以下、「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下、「会員規約等」といいます。)にもとづき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものであることを要します。

(責任開始期)

第2条 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

(保険料の払込)

- **第3条** 保険料は、主約款の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認(利用限度内であること等の確認を含みます。以下同じ。)を得た上で、次の時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること(以下、「クレジットカード支払」といいます。)によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
- 2. 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対して決済順序を指定できないものとします。
- 3. 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料(第1回保険料を含みます。)については、クレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 4. 会社は、クレジットカード支払により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

(第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱)

- 第4条 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について、次のいずれかに該当したことによりクレジットカード支払ができなかったときは、主約款の規定にかかわらず、保険契約者は、責任開始期の属する月の翌々々月の5日(以下、「第1回保険料の払込期間満了日」といいます。)までに、会社が指定した方法により、第1回保険料および主約款に定める払込期月の過ぎた第2回以後の保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
 - (1) 会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
 - (2) 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- 2. 前項に規定する第1回保険料の払込があった場合、第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は主約款に定める口座振替(以下、「口座振替」といいます。)による方法に変更したものとします。

(第1回保険料の不払いによる無効)

- 第5条 前条第1項に該当する場合で、第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、第6条(第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合)第1項に該当する場合を除きます。
- 2. 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金の払戻しはありません。

(第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合)

- 第6条 会社が、クレジットカード支払を承諾する前または第4条(第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱)第1項に該当したことにより第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険金または給付金(以下、「保険金等」といいます。)の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
- 2. 前項の場合、保険金等が第1回保険料(前項ただし書の未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。)に不足するときは、保険契約者は第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- 3. 会社がクレジットカード支払を承諾する前または第4条第1項に該当したことにより第1回保険料の払込がないまま、第1

回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせた未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(指定カードの変更)

第7条 保険契約者は、指定カードを他の指定カードに変更することができます。

2. 保険契約者は、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の保険料の払込方法〈経路〉に変更してください。

(特約の消滅)

- **第8条** つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。第1号から第3号までに該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
 - (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
 - (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
 - (3) 第2回以後の保険料について、カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止したとき
 - (4) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (5) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
- 2. 前項第1号から第3号の規定により、この特約が消滅した場合、第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は口座振替による方法に変更したものとします。
- 3. 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更した場合には、会社は、保険料の払込方法〈経路〉の変更が完了するまでの間、会社の定める他の払込方法を認めることがあります。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約条項に別段の定めがない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(総合保障保険に付加する場合の特則)

第10条 この特約を総合保障保険に付加する場合は第2条(責任開始期)を適用しません。

(3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合の特則)

第11条 3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、第6条(第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合)第 3項の規定中、「主約款の規定」は「3大疾病保険料払込免除特約の特約条項の規定」と読み替えます。

(認知症保険(払戻金なし)に付加する場合の特則)

第12条 この特約を認知症保険(払戻金なし)に付加する場合は、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条(責任開始期)を次のとおり読み替えます。

「(保険期間の始期)

- 第2条 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を保険期間の始期とします。」
- (2) 第4条(第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱)第1項の規定中、「責任開始期」は「保険期間の始期」と読み替えます。

(ポイントの使用に関する特則)

- 第13条 保険契約者は、楽天グループ株式会社(以下、「ポイント発行会社」といいます。)が楽天会員規約にもとづき会員登録をした会員に対して提供する楽天ポイント(以下、「ポイント」といいます。)について、その保有するポイントを1ポイント=1円で換算した金額(以下、「ポイント相当額」といいます。)をもって保険料の全部または一部の払込に使用することができます。ただし、保険契約者がポイントの使用時に保有する有効なポイントに限り、ポイント発行会社の会員規約または所定のウェブサイト等で確認できる利用の下限および上限を限度とします。
- 2. 前項によりポイントを使用する場合には、保険契約者が、ポイントを保険料の払込に使用する意思表示を行い、その保有するポイント残高が減算された時に、ポイント相当額について保険料の払込があったものとみなします。この場合において、ポイント相当額が保険料の一部であるときは、この特約の規定中「第1回保険料」を「第1回保険料からポイント相当額を

控除した残額」と、「第2回以後の保険料」を「第2回以後の保険料からポイント相当額を控除した残額」と、「保険料相当額」を「保険料相当額からポイント相当額を控除した残額」と読み替えます。

- 3. 2件以上の保険契約についてポイントの使用を行う場合には、保険契約者は、会社に対してポイントを使用する順序を指定できないものとします。
- 4. 主約款および主契約に付加された特約の規定により会社が保険料を返還する場合は、主約款および主契約に付加された特約の規定に従い保険料を返還するものとし、ポイントによる返還は行いません。
- 5. ポイントの不正使用があった場合には、次のとおりとします。
 - (1) 保険契約者が保険料の払込に使用したポイントが、他人のIDの盗取等の不正行為により取得したものであった場合には、ポイントの使用は行われなかったものとし、保険契約者は、使用したポイント相当額の保険料を直ちに会社に払い込まなければなりません。
 - (2) 前号の場合には、会社は、保険契約者が不正に使用したポイントおよびポイント相当額の返還は行いません。
- 6. ポイント発行会社の財務および業務運営の状況等に照らし、ポイントの使用の取扱の継続が困難であると会社が認めたときは、会社は、ポイントの使用の取扱を停止するための措置を実施することができます。

第1回保険料口座振替特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」 といいます。)から申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。

(責任開始期)

第2条 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

(第1回保険料の払込〈経路〉)

- 第3条 第1回保険料の払込方法〈経路〉は、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下、「提携金融機関」 といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)の口座振替によ る方法とします。
- 2. 第1回保険料は、会社の定めた日(以下、「振替日」といいます。)に、保険契約者が指定する提携金融機関の口座(以下、「指定口座」といいます。)から第1回保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- 3. 前項の振替を行う場合で、第1回保険料と主約款に定める第2回以後の保険料の振替日が同日となる場合には、合算した保 険料の口座振替を行います。
- 4. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 5. 第3項に該当しない場合で、第2項の規定による第1回保険料の口座振替が不能の場合、翌月の振替日に、第1回保険料と 第2回以後の保険料を合算して保険料の口座振替を行います。
- 6. 第3項または第5項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、主約款の規定にかかわらず、保険契約者は、責任開始期の属する月の翌々々月の5日(以下、「第1回保険料の払込期間満了日」といいます。)までに、会社が指定した方法により、第1回保険料および主約款に定める払込期月の過ぎた第2回以後の保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 7. 会社または提携金融機関の事情により、会社は振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保 険契約者に通知します。
- 8. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 9. 会社は、口座振替により払い込まれた第1回保険料については領収証を発行しません。

(第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合)

- 第4条 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険金または給付金 (以下、「保険金等」といいます。)の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
- 2. 前項の場合、保険金等が第1回保険料(前項ただし書の未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。)に不足するときは、保険契約者は第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- 3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせた未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(第1回保険料の不払いによる無効)

- 第5条 第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、 前条第1項に該当する場合を除きます。
- 2. 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金の払戻しはありません。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(主約款の規定の準用)

第7条 この特約条項に別段の定めがない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(総合保障保険に付加する場合の特則)

第8条 この特約を総合保障保険に付加する場合は第2条(責任開始期)を適用しません。

保険証券不発行特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」 といいます。)から申出があり、会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

(保険証券の不発行および保険契約の承諾)

- 第2条 会社は、この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)および主契約に付加された特約の特約条項(以下、「特約条項」といいます。)に定める保険証券(以下、「保険証券」といいます。)を発行せず、保険証券への表示または記載は行いません。
- 2. 主約款の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法。以下同じ。)により通知します。なお、会社は電磁的方法による通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。

(保険契約の内容の電磁的方法による提供)

- 第3条 会社は、保険契約者に対し、保険契約の内容に関する次の各号に定める事項を電磁的方法により提供します。なお、各事項に変更が生じた場合、変更後の内容とします。
 - (1) 主契約および主契約に付加された特約の名称
 - (2) 契約日
 - (3) 保険契約者の氏名または名称
 - (4)被保険者の氏名および契約時の年齢
 - (5) 死亡保険金受取人の氏名または名称
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金、給付金の額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 保険料の払込を免除したときは、その旨
 - (10) 前8号に定める事項以外の事項で、主約款または特約条項の定めるところにより、保険契約締結時に指定または選択した事項
 - (11) 保険契約に解約払戻金がある場合には、会社の定める経過年数に応じて計算した解約払戻金額
 - (12) 指定代理請求人の氏名
 - (13) 保険契約者が法人の場合で、主約款または特約条項に定めるところにより高度障害保険金および給付金の受取人を被保険者に指定する場合、その旨
 - (14) 指定疾病・指定部位不担保法による特別条件をつける場合、対象となる指定疾病または指定部位
 - (15) 継続割引特約を付加する場合、割引額、割引ポイント数および保険料ランク

(請求書類)

第4条 主約款および特約条項の別表に定める請求書類のうち、保険証券の提出は不要とします。

(特約保険料の払込)

第5条 この特約は保険料の払込を要しません。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第7条 主契約の復活請求の際、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

(特約の解約)

第8条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(特約の消滅)

第9条 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

(特約の払戻金)

第10条 この特約には、特約が消滅した場合の払戻金はありません。

(契約者配当)

第11条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(主約款の準用)

第12条 この特約条項に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

1. 給付金等の請求に必要な書類

項目	必要書類
疾病入院給付金 災害入院給付金	(1)会社所定の請求書 (2)不慮の事故であることを証する書類(災害入院給付金を請求する場合に限ります。)
ガン治療給付金	(3)会社所定の様式による医師の診断書 (4)会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5)被保険者の住民票および印鑑証明書(ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。) (6)給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
災害通院給付金	(7) 保険証券 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票および印鑑証明書(ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。) (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
無入院給付金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票(ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。) (3)給付金の受取人の戸籍抄本
死亡保険金 災害死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)不慮の事故であることを証する書類(災害死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3)会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書とします。) (4)被保険者の住民票 (5)保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
高度障害保険金災害高度障害保険金	(6) 保険証券 (1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類(災害高度障害保険金を請求する場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
給付金等の指定代理請求または代理請求	 (1)普通保険約款および特約条項に定める給付金等の請求書類 (2)被保険者および指定代理請求人または代理請求人の戸籍抄本 (3)指定代理請求人または代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4)被保険者、指定代理請求人または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5)指定代理請求人または代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6)指定代理請求人または代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7)保険証券

(備考)

会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。

2. その他の請求に必要な書類

項目	必要書類	
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書	
	(2)被保険者についての会社所定の告知書	
口数の減口	(1) 会社所定の請求書	
死亡保険金受取人の変更	(2) 保険契約者の印鑑証明書	
指定代理請求人の変更	(3)保険証券	
解約		

(備考)

会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。

別表2

1. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目「分娩(基本分類コード080から084)」のうち、基本分類コード080.1および081から084をいいます。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

4. 通院

「通院」とは、医師による治療が必要なため、3に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)における外来、または往診により、治療を受けることをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表 1 によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表 2 の事故は除外します。

表 1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、
かつ偶発的な外来の事故に該当します。	急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
·交通事故	・高山病・乗物酔いにおける原因
・不慮の転落・転倒	· 飢餓
・不慮の溺水	・過度の運動
· 窒息	·騒音
	· 処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合に
軽微な外因	おける、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
事故	
3. 疾病による障害の状態	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入
にある者の窒息等	または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものを
高温	いいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒な	次の症状の原因となった事故
どの原因となった事故	(1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
	(2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	(3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、次のいずれかをいいます。

(1) 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省 大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean — Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

(2) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下同じ。)ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限ります。

別表10 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

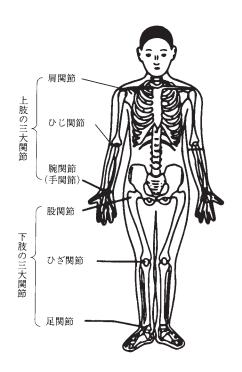
- 1. 眼の障害(視力障害)
 - (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の 見込がない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

〈身体部位の各名称〉



別表18 悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成21年3月23日総務庁告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00~C14
消化器の悪性新生物	C15~C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30~C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40~C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43~C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45~C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51~C58
男性生殖器の悪性新生物	C60~C63
腎尿路の悪性新生物	C64~C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69~C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76~C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81~C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症〈多血症〉	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
·本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系 (D76) のうち	
・ランゲルハンス〈Langerhans〉細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号

/3 …悪性、原発部位

/6 …悪性、転移部位

悪性、続発部位

/9 …悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

楽天保険の総合窓口(ご契約者様およびご加入を検討いただいているお客様専用のお問い合わせ窓口)				
保険に関するお問い合わせ	保険金・給付金の請求(保険金・給付金ダイヤル)			
0120-977-010(無料)	0120-977-002(無料)			
受付時間 9:00 ~ 18:00 年末年始を除く ※当社委託先が承ります。				

2024年4月作成

取扱代理店(お問い合わせ先)	楽天生命保険株式会社 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山 〒107-0062
	https://www.rakuten-life.co.jp/

1-2023-060 (2024.4.1) 120-254-15-2404